

法人税法における部分貸倒れの研究

坂田 凌河

論文要旨

法人税法上の損失(22条3項3号)は包括的な概念であり、貸倒損失もこれに含まれる。貸倒損失の認定基準を論ずる上で、金銭債権の一部が回収不能(部分貸倒れ)となった場合に損金算入を認めるべきか否かが問題となるが、この点については以前から議論がなされている。判例および課税実務においては、部分貸倒れにつき、貸倒損失として損金算入することは伝統的に否定されており、部分貸倒れが生じた金銭債権については個別評価金銭債権として、貸倒引当金の損金算入(法52条1項)を認め、間接的な償却により対応することとされてきた。

しかし、法人税率の引き下げ等に伴う法人税の課税ベース拡大のために、平成23年度税制改正において、貸倒引当金は原則として廃止され、一般の法人は貸倒引当金の繰入れによって不良債権の間接償却をすることができなくなった。そのため、従来、貸倒引当金制度の存在を前提に議論されてきた部分貸倒れの問題について、再度、理論的検討が必要であると考えるところである。

本稿では、第1章において、企業会計および法人税法における貸倒損失の取扱いについて確認した。企業会計において費用概念と損失概念の限界は非常に曖昧であり、貸倒損失は収益との関連性という観点においても、発生の経常性・偶発性という観点においても、一概に費用・損失のどちらかに該当するとはいえないものである。一方、法人税法上の費用・損失概念に照らせば、貸倒損失は3号損失として捉えるべきである。なぜなら、貸倒損失は債務の確定を観念できないものだからである。貸倒損失が損金算入されるためには、債務の確定ではなく、損失の確定(すなわち、経済的価値喪失の確定)が必要である。損失の確定のタイミングは、専ら事実認定の問題であり、課税実務上、主に通達の認定基準が用いられてきたといえる。

第2章では、企業会計および法人税法における貸倒引当金の取扱いについて確認した。貸倒引当金は企業会計および会社法上、費用収益対応の原則に基づいて、当然に認められるものである。法人税法においては52条において規定されており、費用については債務確定主義の例外、損失については実現主義の例外に当たるといえる。貸倒損失と貸倒引当金は貸倒れリスクの具体化に応じて段階的な損金算入を可能にするための手段として機能してきたものである。

第3章―第1節では、部分貸倒れ論の核となる論点を確認した。これまで通説的解釈とされてきた部分貸倒消極説は、主に「部分貸倒れは実質的に33条が禁止している資産の評価損に当たる」という考え方に基づく評価損計上禁止説と「金銭債権は債務者の総財産を担保としている」という考え方に基づく総財産担保説を根拠とするものである。部分貸倒れの損金算入を認めるためにはこれらを克服する必要がある。

第3章―第2節では、部分貸倒れの諸問題について検討した。とくに重要な論点である債権放棄による部分貸倒れについては、金銭債権の法的消滅による損失の確定、および実質

的な回収可能性の考慮による債権放棄の任意性の排除という 2 点を理由として、その損金算入を認めるべきであるとの結論に至った。

第 3 章―第 3 節では、近年の改正による影響を指摘した。平成 21 年度改正については、部分貸倒れの解禁を謳ったものではないという解釈が妥当であろうが、金銭債権除外規定の削除が部分貸倒れ論に少なからず影響を与えたといえる。また、平成 23 年度改正は、貸倒引当金の原則的廃止により、前述した貸倒損失と貸倒引当金との関係性の崩壊を招いた。

第 3 章―第 4 節では、興銀事件判決を部分貸倒れに関連する論点に絞って考察した。興銀事件は債権者側の事情を考慮したという点で貸倒損失の認定基準に大きな影響を与えたといえる。また、興銀事件における債権放棄を与えた影響については様々な見解があるが、私見としては、債権放棄の有無にかかわらず、事実上の貸倒れが認められた事例として理解すべきであると考えているところである。

第 4 章―第 1 節では、金子論文の分析を行った。金子宏は、2つのカテゴリー論において、貸倒損失を「損益取引に基づき実現した損失」に分類した。筆者は、この「損益取引に基づき実現した損失」という概念について、「取引」と「実現」という言葉に焦点を当てて、それぞれがどのような意味で用いられているのかについて、分析を試みた。「取引」について金子宏は、貸倒損失を「外部取引」であると捉えており、そこに滅失損としての性格を見出しているように思われる。しかし、筆者は貸倒損失という事象について内部取引・外部取引という区別を行うことは困難であるとの結論に至った。また、「実現」について金子宏は、貸倒損失を「実現した損失」であるとしているが、この点についてはとくに説得的な根拠が提示されていないと思われる。筆者は、金子宏が想定する「実現」は、太田洋による考え方と同様で、貸倒損失は事実認定により部分貸倒れ、全部貸倒れにかかわらず、「実現した損失」になり得るという見解を採っていると考えている。

第 4 章―第 2 節では、太田論文の分析を行った。太田論文は金子論文と同様、部分貸倒れが 3 号損失として当然に損金算入されるべき旨を述べている。そして様々な論点から 33 条が部分貸倒れを否定する趣旨を含まないことを示している。太田洋はとくに部分貸倒れのみが評価損とされていることについて疑問を呈しており、部分貸倒れと全部貸倒れとの間に本質的な違いがないことを指摘した上で、両者ともに滅失損としても解し得ることを主張する。このような解釈について筆者は、総財産担保説との関係が問題になるものの、一定の妥当性のある解釈であると評価した。また、太田洋は、法人税法の所得概念と時価主義とが整合的であることや、近年、国際会計基準およびわが国の会計基準において部分的に時価主義が採用されていることを根拠として、金銭債権の時価評価を認めるべき旨を主張している。筆者は、このような見解については、立法論として評価している。

第 4 章―第 3 節では、(1)現行法人税法の解釈としての妥当性、(2)内部性と外部性、(3)実現について、という観点から金子、太田論文の主張をまとめたが、両論文は各観点において理論的根拠に欠ける部分があり、筆者は両論文の主張をもって、部分貸倒積極説を認めることはできないと判断した。ただし、(3)の観点においては、部分貸倒消極説が根拠とする

総財産担保説の考え方によっても、法律上の部分貸倒れとの関係や全額回収不能要件の解釈の幅について、疑問を残すところである。そのため、この点については今後の課題としたい。

以上の検討を踏まえて、現状の部分貸倒れ問題の立法的解決策としては、筆者は貸倒引当金の復活をその手段として提案した。貸倒引当金は企業会計上、当然に認められる引当金であり、法人税法上も課税所得の合理的な計算に必要な会計技術として、歴史的に認められてきたものである。貸倒引当金の原則的廃止の是非については、それが企業会計と税法の双方に与えた影響を巡って再び俎上に載せるべき論題であると考えているところである。

目次

はじめに	1
第1章 貸倒損失.....	2
第1節 費用・損失概念と貸倒損失.....	2
1. 企業会計における貸倒損失	2
2. 法人税法における貸倒損失	4
3. 損失の確定.....	5
第2節 貸倒損失の認定基準.....	5
第2章 貸倒引当金	12
第1節 貸倒引当金の計上根拠	12
第2節 貸倒引当金制度の沿革	14
第3節 貸倒損失と貸倒引当金の関係	16
第3章 部分貸倒れ.....	18
第1節 部分貸倒れ論の基礎.....	18
1. 部分貸倒れの中心的課題.....	18
2. 部分貸倒消極説とその主な根拠.....	18
第2節 部分貸倒れの諸問題.....	19
1. 同一債務者に対して担保付金銭債権と無担保金銭債権を有する場合等の貸倒れ ...	19
2. 債権放棄による部分貸倒れ	20
第3節 改正による影響	22
1. 平成21年度改正	23
2. 平成23年度[12月]改正と引当金の縮減・廃止	24
第4節 興銀事件判決と部分貸倒れ.....	25
1. 事実の概要.....	25
2. 第1審・東京地判平成13年3月2日訟月48巻3号757頁	27
3. 控訴審・東京高判平成14年3月14日訟月49巻5号1571頁.....	27
4. 判旨・最判平成16年12月24日民集58巻9号2637頁.....	27
5. 考察.....	28
第4章 主要論文の分析.....	32
第1節 金子論文の分析	32
1. 論文の全体像	32
2. 2つのカテゴリー論の概要	32
3. 損益取引に基づき実現した損失.....	33
第2節 太田論文の分析	35

1. 論文の全体像	35
2. 歴史的観点による総財産担保説への反論	36
3. 内的原因による評価損と外的原因による評価損	37
4. 「全部」貸倒れと損失の確定	38
5. 評価損計上禁止説の4つの根拠への反論	39
6. 時価主義からのアプローチ	41
第3節 私見	42
1. 金子論文および太田論文のまとめ	42
2. 貸倒引当金制度の必要性	45
おわりに	47

はじめに

法人税法上の損失(22条3項3号)は包括的な概念であり、貸倒損失もこれに含まれる。貸倒損失の認定基準を論ずる上で、金銭債権の一部が回収不能(部分貸倒れ)となった場合に損金算入を認めるべきか否かが問題となるが、この点については以前から議論がなされている。判例および課税実務においては、部分貸倒れにつき、貸倒損失として損金算入することは伝統的に否定されており、部分貸倒れが生じた金銭債権については個別評価金銭債権として、貸倒引当金の損金算入(法52条1項)を認め、間接的な償却により対応することとされてきた。

しかし、法人税率の引き下げ等に伴う法人税の課税ベース拡大のために、平成23年度税制改正において、貸倒引当金は原則として廃止され、一般の法人は貸倒引当金の繰入れによって不良債権の間接償却をすることができなくなった。そのため、従来、貸倒引当金制度の存在を前提に議論されてきた部分貸倒れの問題について、再度、理論的検討が必要であると考えるところである。

本稿では、第1章において、企業会計における貸倒損失の取扱いについて検討し、それを踏まえた上で法人税法における貸倒損失の取扱いおよび損金算入時期について論じる。また、現状、課税実務において常用されている貸倒損失の認定基準に関する通達について概観する。

第2章では、まず貸倒引当金の計上根拠を企業会計および会社法の立場からみていき、その上で法人税法上の貸倒引当金の規定ぶりを確認する。次に法人税法における貸倒引当金制度の歴史について振り返り、その制度趣旨について理解を深める。そして、貸倒損失と貸倒引当金の関係について言及する。

第3章では、法人税法における部分貸倒れについての課題および部分貸倒れがこれまで消極的に解されてきた根拠について述べる。また、本稿の問題意識の発端である平成21年度改正および平成23年度改正による影響を分析する。そして、部分貸倒れ論に大きな影響を与えた興銀事件について考察し、判例における貸倒損失の認定基準を確認する。

第4章では、部分貸倒れ論に重要な示唆を与えた金子宏による論文および太田洋による論文を分析する。両論文は部分貸倒れを異なる視点から肯定するものであり、両論文を比較・検討することにより、法人税法の解釈論として部分貸倒れが認められる方法を模索する。最後に部分貸倒れ論についての私見を述べるとともに、今や原則的に廃止に追い込まれた貸倒引当金制度について、再度、その必要性を問う。

第1章 貸倒損失

第1節 費用・損失概念と貸倒損失

法人税法 22 条 3 項は、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額として、①原価（1 号原価）、②費用（2 号費用）、③損失（3 号損失）を掲げ、同条 4 項は、原則として、損金の額に算入すべき金額をいわゆる公正処理基準^{1・2}に従って算定する旨を定めている。

さて、本稿で問題とする貸倒損失の損金該当性については、損金の額が公正処理基準に従って計算される以上、貸倒損失が企業会計においてどのように取り扱われているかについて検討しておく必要がある。

1. 企業会計における貸倒損失

企業会計における貸倒損失の取扱いを検討するに当たって、貸倒損失を費用とみるべきか損失とみるべきかは、重要な問題である。企業会計における費用と損失の違いについて、岡村忠生は次の 3 点、すなわち、「①損失が利益に対応したネット（差額、純額）の概念であるのに対して、費用は収益に対応したグロス（総額）の概念であること、②損失と収益獲得との間には広い意味での不可避性ないし関連性が認められるのに過ぎないのに対して、費用は収益獲得に直接貢献するものであること、③損失が非自発的偶発的に発生するのに対して、費用の発生は経常的で企業の意思に基づくこと」³を指摘している。

上記によれば、企業会計における費用と損失の違いは、大きく分けて①収益との関連性、②発生の経常性・偶発性の 2 つの観点⁴によって決定づけられると考えられる。以下では、

¹ 法人税法は企業会計準拠主義（法 22 条 4 項）を採用するとともに、手続面では確定決算主義（法 74 条 1 項）を採用している。その確定した決算の基礎となる会社法会計もまた企業会計に準拠している（会社 431 条、614 条）。これらを総合して考えると、企業会計を基礎として会社法会計が存在し、その上に租税会計が存在するという「会計の三重構造」が成り立っている。この点については、金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂,2022）355—357 頁参照。

² 谷口勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕』（弘文堂,2021）【417】は、公正処理基準の内容について、「会社法および会社計算規則、金融商品取引法および財務諸表等規則等の法令上の計算規定、企業会計原則・同注解、企業会計基準委員会（公益財団法人財務会計基準機構）の企業会計基準・同適用指針、日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会『中小企業の会計に関する指針』（平成 17 年 8 月 1 日。逐次改正）、などの公表された会計基準のほか、確立された会計慣行をも含む」とする。

³ 岡村忠生『法人税法講義〔第 3 版〕』（成文堂,2007）50 頁。

⁴ 岡村忠生が提示するネット概念とグロス概念の区別（前注参照）は、収益との関連性に基づく区別に含まれると考えてよいだろう。

これらの基準に照らし、貸倒損失の費用該当性・損失該当性について検討する。

まず、①収益との関連性について、谷口勢津夫は、「金融業の貸付金に係る貸倒損失は、通常、費用（販売費。財務規 87 条参照）とみることができる」⁵と指摘している。これは、金融業という営業形態において、貸付債権の貸倒れは経営上不可避免的に発生するものであり、収益との関連性が強いと考えられるからであろう。

また、桜井久勝は以下のように、金融業以外の事業においても、貸倒損失の費用性を見出している。すなわち、「売上債権については、取引先を慎重に選んでも、その一部が回収不能になることは避けられない。この貸倒れによる損失は、販売促進のために現金取引でなく信用を供与したことに伴うコストであるから、売上収益に対応する費用であると考えられる。」⁶としている。この考え方によれば、一般的な商品販売における売上債権の貸倒れについても、収益に対応する費用であると捉えられる。

以上のように、信用経済が発達した今日においては、収益を得るために不可避免的に発生する貸倒損失について、その費用性を認める見解が主張されることも少なくない。ただし、岡村忠生が指摘するように、損失についても収益との関連性が全くないわけではなく、収益獲得との間にある程度の不可避性または関連性が認められることから、費用・損失の限界は流動的⁷であり、どの程度関連性が強ければ費用と認められるかについては、必ずしも明らかではない。

次に、②発生の経常性・偶発性について検討してみよう。言うまでもないが、債権者にとって貸倒損失は避けるべき事態であり、債権者が自らの意思や目的で発生させるようなものではない。そういった点で、貸倒損失は非自発的なものであり、偶発的な損失としての性格を持つと言える。

ただし、1つ1つの債権にフォーカスすれば偶発的であっても、ある期間中に複数の債権について発生する貸倒れについて考えれば、その期間中にどれだけの貸倒損失が発生するかは統計的にある程度予測することが可能である。すなわちマクロの視点で考えれば、貸倒損失は、債権者にとって織り込み済みの経常的な費用とみることが可能であるといえる。このような考え方は、従来からの貸倒引当金制度においても、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権という形で取り入れられてきたものであるといえる。

以上、2つの観点について検討を行ったが、企業会計における費用・損失概念の限界は曖昧であり、貸倒損失が一概にどちらかであると言い切ることは難しい⁸。そのため、貸倒損

⁵ 谷口・前掲注(2)【399】。

⁶ 桜井久勝『財務会計講義〔第 23 版〕』（中央経済社,2022）142 頁。

⁷ 注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6 訂版〕』（大蔵財務協会,2019）1098 頁参照。

⁸ 財務諸表上の表示という観点では、営業上の取引に基づく貸倒損失は販売費及び一般管理費（財務規 87 条）、営業上の取引以外に基づく貸倒損失は営業外費用（財務規 93 条）、臨時かつ巨額である貸倒損失は特別損失として計上されることとなっている。

失を法人税法上、費用と捉えるのか、損失と捉えるのかについては、さらなる検討が必要である。ただし、法人税法 22 条 4 項の解釈として、企業会計上の費用・損失概念がそのまま法人税法上の費用損失概念と整合性を有するわけではないということには注意が必要である。

この点について酒井克彦は次のように指摘している。「法人税法 22 条 4 項は、『前項各号〔筆者注：同条 3 項各号〕に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。〔傍点筆者〕』と規定しており、あくまでもこの条項は、1 号原価・2 号費用・3 号損失の『額』の『計算』ルールについて企業会計に準拠するという態度を明らかにしたものにはすぎないのである。」⁹ つまり法人税法における費用・損失の概念は、法人税法の立脚する価値観の中で確定すべきであるといえる。

2. 法人税法における貸倒損失

さて、ここまでは企業会計における貸倒損失の取扱いについてみてきたが、ここからは法人税法が独自に立脚する費用・損失概念の中で、貸倒損失が費用とされるか、損失とされるかについて検討していこう。

結論から述べれば、法人税法上、貸倒損失を費用として損金算入することは、法人税法 22 条 3 項の解釈上、不可能であると解される。その理由は以下の通りである。

法人税法 22 条 3 項 2 号は、括弧書きにおいて、「償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。」と規定している（債務確定主義）。仮に貸倒損失が法人税法上、2 号費用に該当するとすれば、債務の確定¹⁰が要求されることになるが、貸倒損失は通常、債権債務関係を生じ得るようなものではない。そのため、法人税法上、貸倒損失を 2 号費用として捉えると矛盾が生じてしまう。この矛盾が生じる原因は、法人税法の費用概念が「償却費以外の費用については、債務の確定ないしそもそも債権債務関係の存在を観念し得るものだけを予定している」¹¹ことによるものと解される。したがって、法人税法の費用・損失概念の下では、貸倒損失は 3 号損失として損金の額に算入されるのが妥

⁹ 酒井克彦『プロGRESS税務会計論Ⅱ—収益・費用と益金・損金〔第 2 版〕』（中央経済社, 2018）211 頁。

¹⁰ 債務確定主義の具体的内容について、法人税基本通達 2—2—12 は、①債務の成立、②給付原因たる事実の発生、③金額の明確性のすべてに該当することを要件としている。また、①債務の成立は民法上の「債権（債務）の成立」の 3 条件を満たすことにより充足されると解される。この解釈については、武田隆二『法人税法精説〔第 13 版〕』（森山書店, 2001）102—104 頁参照。

¹¹ 谷口勢津夫「貸倒損失」日税研論集 47 号(2001)104 頁。所得税法 37 条 1 項についての記述であるが、法人税法 22 条 3 項 2 号についても同様の解釈が可能であろう。

当である。

3. 損失の確定

前述のとおり、貸倒損失は法人税法上、3号損失に当たると解され、法人税法22条3項3号は債務の確定を明文に規定していないのであるから、貸倒損失につき債務確定主義は要求されないと考えるべきである。ただし、3号損失が損金の額に算入されるためには、損失の確定が要求される。

谷口勢津夫は、損失の確定について、「損金算入し得る損失については、債務の確定ではなく、損失の確定が要求されると解される。それは、費用の見越計上の禁止の観点から要請される損失に係る債務の確定ではなく、資産の評価損の損金不算入の観点から要請される損失の確定（経済的価値喪失・滅失損としての確定損の発生）を意味すると考えられる。」¹²と述べている。つまり、損失については債務確定主義は要求されないのであるが、資産の評価損の損金不算入規定（法33条1項）との関係で、損失の客観的かつ不可逆的な確定が求められるのである¹³。

また、酒井克彦も確定された損失のみが3号損失に該当すると指摘しており、その根拠については、『『損失』という概念自体に確定性が包含されていると考えるためである。換言すれば、確定していないものは、そもそも『損失』ではないという視角である。』¹⁴と述べている。酒井克彦は、33条との関係については言及していないが、ここにいう確定性も債務確定主義のいうような確定性ではなく、経済的価値喪失の確定という意味で用いられていると捉えてよいだろう。

第2節 貸倒損失の認定基準

以上の議論より、3号損失が損金に算入されるためには、損失の確定が必要であることは明らかであるが、貸倒損失がいつ確定したかというのは事実認定の問題であり、その判断は容易ではない。昭和40年の法人税法全文改正を受けて整備された、昭和44年5月改正の法人税基本通達は現行の通達の原型であり、貸倒損失に関する通達も基本的にはこの昭和44年通達を基礎として現在まで引き継がれている¹⁵。

課税実務上、貸倒れの認定は法人税基本通達9-6-1以下において示される基準に従っ

¹² 谷口・前掲注(2)【401】。

¹³ このような損失の確定を損失の「実現」と表現することも多いが（本稿第4章—第1節—3、第4章—第2節—4参照）、筆者はこれらを同義であると解している。

¹⁴ 酒井・前掲注(9)211頁。

¹⁵ 玉國文敏「貸倒損失と通達—その沿革的検討」税研158号(2011)21—22頁参照。

て行われてきた。もちろん、通達に法的拘束力はない¹⁶が、それが課税庁の明示する貸倒れの基準である以上、実際上は納税者にとって大きな力を持つのは当然のことである¹⁷。そのため以下では、通達の示す認定基準を概観することによって、従来からの貸倒損失の取扱いを確認する。

① 法律上の貸倒れ（法人税基本通達 9—6—1）

法人税基本通達 9—6—1 （金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ）

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
 - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

法人税基本通達 9—6—1 は、金銭債権の全部又は一部の切捨て等が行われ、金銭債権が法律上消滅した場合の取扱いについて規定しており、しばしば「法律上の貸倒れ」と表現される。

(1)(2)は更生計画認可の決定、再生計画認可の決定及び特別清算に係る協定の認可の決定により、債権が切り捨てられた場合を規定している。このような場合に貸倒れの判断は、法的整理手続の中で裁判所等による監督の下で行われるため、実際の回収可能性について債

¹⁶ なお、通達が行政規則であり、法的拘束力を持たないことを確認した近年の判例として、最判令和 2 年 3 月 24 日判タ 1478 号 21 頁、最判令和 4 年 4 月 19 日民集 76 巻 4 号 411 頁が挙げられる。

¹⁷ 玉國・前掲注(15)25 頁参照。

権者の主観的判断が介在する余地はない。

一方で、(3)のような私的整理によって行われる債権の切捨てには、債権者の主観的判断が、比較的入り込みやすい¹⁸。そこで(3)イは、その要件を「合理的基準」¹⁹により行われた負債整理に限定している。

(4)は、債権放棄による貸倒れを規定している。債権放棄は私法上当然に、債権者の自由な意思によって行われるため、そこには債権者の主観的判断が含まれると考えられる。そのため(4)には、「債務者の債務超過の状態が相当期間²⁰継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合」という客観的な要件が付されている。

この要件は後述する事実上の貸倒れ（法基通 9—6—2）の「債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合」という要件と基本的には同様の意味を持つと考えられており²¹、どちらも客観性を確保するための要件であるといえる。ただし、法人税基本通達 9—6—1(4)には全額回収不能要件は付されていない。このことから債権放棄による部分貸倒れが認められるかという問題がしばしば議論されるが、この点については本稿第 3 章—第 2 節—2 において詳細に検討することとする。

② 事実上の貸倒れ（法人税基本通達 9—6—2）

法人税基本通達 9—6—2 （回収不能の金銭債権の貸倒れ）

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

（注） 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできな

¹⁸ 所得税についての記述であるが、谷口・前掲注(11)124 頁参照。

¹⁹ 「合理的基準」とは、原則として債権額に応じた切捨てを指しているが、親会社の責任の度合い等を考慮して弾力的な取扱いをすることは、当然に許容されると解される。この解釈については、山本守之ほか「貸倒損失の税務判断をめぐって」税経通信 64 巻 10 号(2009)80 頁[成松洋一発言]参照。

²⁰ 山本守之は、「相当期間」が 3 年や 5 年といった形式的な期間ではなく、回収不能の判断を行う実質的な期間であるとしている。この解釈については、山本ほか・前掲注(19)81 頁 [山本発言]参照。

²¹ 一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」総合税制研究 12 号(2004)131 頁、谷口・前掲注(11)123 頁参照。

いことに留意する。

法人税基本通達 9-6-2 は、金銭債権が法律上は消滅していないが、実質的に回収不能に陥っている場合の取扱いについて規定しており、しばしば「事実上の貸倒れ」と表現される。法人税基本通達 9-6-2 は、「全額が回収できないことが明らかになった場合」に貸倒れが認められるとし、金銭債権の一部が回収不能（部分貸倒れ）となった場合の損金算入を認めていない。本稿はこのように課税実務上、部分貸倒れの損金算入が認められていないことの当否について考察・検討を試みるものであるが、部分貸倒れについての詳細な検討は、後の章において行うこととする。

ところで、事実上の貸倒れは金銭債権の法的な消滅を要求していないという点で法律上の貸倒れとは異なる。しかし、両者の本質的な内容は決定的に異なるものではなく、むしろ「法律上の貸倒れは事実上の貸倒れを発想の基本とするものである」²²、と捉えることができる。そもそも損失は経済的価値喪失が確定した時点で損金の額に算入されるべきであり、貸倒れの認定における最終的なゴールは、経済的価値喪失の確定にほかならない。事実上の貸倒れは債権の全額回収不能により、法律上の貸倒れは法的な債権の消滅（債権者の主観的判断が排除される状況下に限る。）により²³、経済的価値喪失が「確定した」ことを認めるのである。

③形式上の貸倒れ（法人税基本通達 9-6-3）

法人税基本通達 9-6-3 （一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下 9-6-3 において同じ。）について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

- (1) 債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後 1 年以上経過した場合（当該売掛債権について担保物のある場合を除く。）
- (2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために

²² 谷口・前掲注(11)123 頁。

²³ 一高・前掲注(21)135 頁は、法律上の貸倒れをさらに(1)倒産処理手続の下での免除、(2)それ以外の免除、に区分し、「(1)は、一部貸倒れが形式的基準の下に一律に解され、(2)では、回収不能が要求されるが、現に法律上債権が消滅することにより部分貸倒れが認められる余地があ〔る〕」と整理している。

要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(注) (1)の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない。

法人税基本通達 9-6-3 は、売掛債権に限定して、形式的な基準の下に貸倒れを認めるものであり、しばしば「形式上の貸倒れ」と表現される。このような取扱いは、売掛債権の性質を考慮したものであり、「他の一般の貸付金その他の金銭消費貸借契約に基づく債権のように、履行が遅滞したからといって直ちに債権確保のための手続をとることが事実上困難である等の事情」²⁴を根拠とするものである。

また、成松洋一は形式上の貸倒れの損金経理要件に着目し、次のように述べている。「通達の 9-6-3 は、極論すれば、本当は貸倒れになっていないようなものでも形式基準で貸倒れを認めていますから、損金経理の要件を付しているということでしょう。……通達の 9-6-2 は『損金経理をすることができる。』、通達の 9-6-3 は『損金経理をしたときは、これを認める。』ですから、通達 9-6-2 の貸倒れと通達の 9-6-3 の貸倒れは性格が決定的に違うということでしょう。」²⁵つまり、形式上の貸倒れはその名の通り形式的に貸倒れを認定するものであるから、法律上の貸倒れや事実上の貸倒れが実質的に要求している損失の確定とは性格が異なり、㊦で示したような、経済的価値喪失の確定を必ずしも要求しないものと解される。

〔4〕補論（法人税基本通達 9-4-1、9-4-2）

ここで、本稿の主旨からはややそれるが、貸倒損失の認定基準と関連して、子会社等への損失負担等または子会社等への無利息貸付け等があった場合の、寄附金該当性についての通達をみておこう。

法人税基本通達 9-4-1 （子会社等を整理する場合の損失負担等）

法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等（以下 9-4-1 において「損失負担等」という。）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになる

²⁴ 矢田公一「金銭債権の貸倒損失の認定基準について―住専処理問題を題材として―」税大論叢 58 号(2008)193 頁。

²⁵ 山本ほか・前掲注(19)90 頁[成松発言]。

ことが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

貸倒れの一類型として、法人がその子会社等の整理のために、債権放棄等の損失負担を行う場合が考えられる。この場合、その放棄した債権が回収不能であると認められれば、債権放棄による法律上の貸倒れ（法基通 9—6—1(4)）として損金算入が可能であるが、それが認められない場合、当該債権放棄は経済的な利益の無償の供与（37 条 7 項）として寄附金に該当し²⁶、損金算入が制限されることになる（37 条 1 項）²⁷。

しかし、子会社等に対して債権放棄等を行わなければ「今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかである」ような状況²⁸も考えられる。そのため、法人税基本通達 9—4—1 は子会社等の整理のために行った債権放棄等の損失負担のうち、その経済合理性が認められるものについては寄附金の額に該当しないこととしている。

通達がこのような取扱いをするのは、上記のような状況における債権放棄等に費用性を認めているからである。東京地判平成 29 年 1 月 19 日判タ 1465 号 151 頁〔173 頁〕は、法人税法 37 条 7 項の解釈につき次のような整理をしている。「法人税法 37 条 7 項は、資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与であっても、『広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきもの』については寄附金から除く旨を定めているところ、これは、上記に掲げられた費用が、その費用としての性質が明白であり、明確に区別し得るものであるため、その全額を寄附金にあたらぬものとして損金の額に算入することとしたものと解される。」この解釈に即して考えれば、債権放棄等についても、それが法人の収益を生み出すため、またはより大きな損失を回避するために

²⁶ 伝統的な会社法的な考え方によれば、親子会社はあくまで別法人であり、親会社は子会社に対して有限責任を負うのみであるから、子会社の整理に際して、債権放棄等を行った場合には、寄附金に該当するのである。この点については、矢田・前掲注(24)201 頁参照。

²⁷ 寄附金の損金算入が制限される理由について、谷口・前掲注(2)【471】は、「寄附金とされる個々の支出については、費用性がないわけではないが、費用性が曖昧であるから、費用性の有無の判断、あるいは費用性と利益処分性の判別をすることは、理論上も実際上も困難である。そこで、法人税法は課税の執行可能性および公平の確保のため、法人の支出した寄附金の額の合計額のうち、損金算入限度額を超える部分の金額は、損金の額に算入しないものとしている（37 条 1 項）。」と述べている。

²⁸ 東京地判平成 29 年 1 月 19 日判タ 1465 号 151 頁〔173 頁〕は、「当該子会社等の整理を実現することができず、その結果、親会社自体に当該子会社等の従業員の再雇用や経営権の譲渡の取りやめといったより大きな損失が生ずる場合」を例示している。

必要な費用に当たるのであれば、寄附金には該当せず、費用として損金算入が可能であると解される。

法人税基本通達 9-4-2 （子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）

法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（以下 9-4-2 において「無利息貸付け等」という。）をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

（注） 合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。

法人税基本通達 9-4-2 は、子会社等の再建というシチュエーションに焦点を当てたものである。本来子会社等に対する経済的利益の供与（本通達では無償貸付、低利貸付、債権放棄等が挙げられる。）は、寄附金に該当する。しかし、それが子会社等の再建のためにやむを得ず行った行為であるならば、その行為は親会社にとって経済合理性を有するといえる。法人税基本通達 9-4-2 は、法人税基本通達 9-4-1 と同様、その行為の費用性に鑑みて、寄附金非該当の取扱いを示したものである。

第2章 貸倒引当金

第1節 貸倒引当金の計上根拠

企業会計上、貸倒引当金の計上根拠は、適切な期間損益計算を行うという損益計算書目的と企業が所有している資産の正しい価額を示すという貸借対照表目的から説明される²⁹。また、費用の見越計上という観点からは、保守主義の原則³⁰もその計上根拠として挙げることができる。

企業会計は、引当金の設定要件として、①将来の特定の費用・損失に関するものであること、②費用・損失の発生が当期以前の事象に起因していること、③費用・損失の発生の可能性が高いこと、④費用・損失の金額を合理的に見積ることができることを要求している（企業会計原則・注解18）。この基準を満たさない引当金は、費用収益対応の原則に基づいて設定された妥当な引当金であるとは認められず、利益留保性引当金として留保利益の中から任意積立金として計上すべきものと判断される。

これらの基準に貸倒引当金を当てはめた場合、貸倒れは将来における経済的価値の喪失であり（①）、その発生は当期以前の貸付けや信用販売に起因し（②）、信用経済において不可避免的に発生するものであり（③）、その金額を過去の経験から統計的に³¹見積もることができる（④）。このようにみると、貸倒引当金は費用収益対応の原則を根拠として、企業会計上当然に認められるものであると解される³²。

次に会社法会計における貸倒引当金についてもみておこう。会社法会計においては、取立不能のおそれのある債権については、取立不能見込額を控除しなければならないと定められており（会社計算5条4項）、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって、資産に対する控除項目として表示することとされている（会社計算78条）。

弥永真生は、この取立不能見込額としての貸倒引当金について、「貸倒引当金は金銭債権の控除項目であり、貸倒引当金の設定は『企業会計原則注解』（注18）があげるような引当

²⁹ 新井清光『財務会計論〔第4版〕』（中央経済社、1998）121頁参照。

³⁰ 保守主義の原則は、企業財政の強化を目的とする単なる「企業原則」であり、予想される損失をどの程度顧慮するかの限界が定かではないため、「計算原則」としての役割を持ち得ない。一方で、費用収益対応の原則は「計算原則」として引当経理を理論づけることが可能である。この点については、武田・前掲注(10)881頁参照。

³¹ 貸倒れの発生確率は過去の経験から統計的に決定できるとされている。貸倒れの発生が正規分布に従うと仮定した上で、貸倒引当金の見積額を決定する方法については、武田・前掲注(10)883—887頁参照。

³² 費用収益対応の原則を根拠とした貸倒引当金の計上は、売上債権には妥当するが、貸付債権には妥当しないという説がある。この説については、一高・前掲注(21)119—121頁参照。

金設定の要件に服するものではないと解すべきであろう。すなわち、取立不能のおそれがある場合には、一そのようなことがあるのかどうかは疑わしいが一その金額が合理的に見積もることができなくとも取立不能見込を貸借対照表に反映させるべきであるから、全額を取立不能見込額として貸借対照表を作成すべきであろう。」³³と述べている。つまり、会社法会計においては、上で挙げた貸倒引当金の 4 つの計上要件のうち、④を要求していないと解される。そのため、貸倒引当金は会社法会計においても当然に認められるが、会社の財産状態の適正表示を目的とする会社法においては、その計上要件が緩和されていると解し得る。

では、企業会計および会社法会計における貸倒引当金の取扱いを踏まえ、法人税法が貸倒引当金をどのように規定しているかについて確認しておこう。法人税法上、貸倒引当金は損金についての別段の定めとして、法人税法 52 条に規定されている。より詳しく述べれば、法人税法においては、損金の原則規定（22 条 3 項）が、費用に対して債務確定主義（同項 2 号括弧書）を要求していることから、引当金その他の見越費用の計上は許されない³⁴。したがって、法人税法上認められる引当金は、別段の定めによって規定されている引当金に限定されるのである³⁵。つまり、法人税法において引当金は、費用については債務確定主義の例外、損失については実現主義（損失が客観的に確定するという意味での実現）の例外に当たるといえるのである³⁶。

ところで、企業会計とは異なり、法人税法がこのように引当金を限定し、無制限には認めていないのは、課税の公平を重視するからであると考えられる。武田昌輔は、引当金の計上について、「これを企業の任意とする場合には、およそその企業において発生することあるべき予測費用がすべて計上され、しかもこれに対して、それが費用に非ざることの立証は逐一税務当局においてはなしえないところである。」³⁷としており、税務運営上の観点から、課税の公平を維持するためには、引当金を制限列举的に規定することが妥当であることを指摘している。

³³ 弥永真生『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〔第 4 版〕』（商事法務,2022）122 頁。

³⁴ 債務の発生が確実で、その金額が確認できる限り、費用の見越を許すべきであるとして、債務確定主義をゆるやかに解釈する説がある。この点については、金子・前掲注(1)376 頁参照。

³⁵ もっとも、引当金は幾度の改正により大幅に縮減・廃止され、現在は対象法人が制限された貸倒引当金（法 52 条）が残るのみである。

³⁶ 谷口・前掲注(2)【478】参照。

³⁷ 武田昌輔『会社税務精説』（森山書店,1962）254 頁。

第2節 貸倒引当金制度の沿革³⁸

わが国の法人税法上、貸倒引当金制度の導入について、本格的な議論が行われる契機となったのは、昭和24年のシャープ勧告である。同勧告では貸倒準備金の創設について、「貸倒引当金の設定を認め、課税所得の算定において、この準備金への繰入額の控除を認めるべきである」という要求が、特に金融機関などの納税者たちによって行われている。原則としてはこれに対しては異論はない。……貸倒準備金の設定は、何時の年度に不良貸出が価値のないものとして消却されるのが妥当であるかという点に関し納税者と税務官吏の間に紛争が起ることを除去する手段としてある程度勧められている。」³⁹という検討を行っている。このように同勧告は、貸倒準備金制度の必要性を概ね認める態度をとっており、以後の貸倒引当金制度に対して影響を与えたといえる。

同勧告を受け、貸倒準備金は昭和25年度改正によって、法人税法施行規則14条に規定された。当該規定の内容は、青色申告法人が売掛金等の貸倒れによる損失の補てんに充てるため、一定の金額を貸倒準備金勘定に繰り入れた場合には、その繰り入れた事業年度の損金の額に算入するというものである。また、同年9月には法人税基本通達⁴⁰116が定められ、「貸金が回収不能と認められる場合」が明確化された。当該通達が発せられるまでは、貸倒損失に関する取扱いが事実認定の問題であるということを経由し、税務上とくに問題とされることはなかったが、貸倒準備金の創設に伴って、このような取扱いが明らかにされたものと思われる⁴¹。

昭和29年7月に出された通達である「売掛債権の償却の特例等について」⁴²では、「債権の貸倒れの特例」として、後の債権償却特別勘定および個別貸倒引当金に繋がる規定が設けられた。具体的には、債務者に手形取引停止処分、会社更生手続の開始の決定等の事実が発生した場合に、当該債務者に対して有する債権の金額の50%相当額を貸倒れとして処理するというものであり、当該貸倒処理は直接償却ではなく、債権償却引当金勘定に計上することとされた。当該通達により、回収不能の可能性が高いが、未だ貸倒れが確定していない債権について、間接償却が認められるようになったことは注目に値する。

昭和36年には貸倒準備金の積立てに関して、経常的貸倒れについては洗替え方式、偶発的貸倒れについては累積方式により対応することとなった。このような区別が行われたの

³⁸ 以下、沿革についての叙述は主に、玉國・前掲注(15)20頁以下、大島隆夫＝市丸吉左エ門＝武田昌輔『戦後法人税制史』(税務研究会,1996)、武田昌輔編著『DHC コメントール法人税法』(第一法規,加除式)を参考とした。

³⁹ 福田幸弘監修『シャープの税制勧告』(霞出版社,1985)168—169頁。

⁴⁰ 昭和25年9月25日直法1—100。

⁴¹ 武田編著・前掲注(38)1143頁の2参照。

⁴² 昭和29年7月24日直法1—140、直所1—77。

は当時の貸倒準備金が、評価性引当金たる性格と偶発準備金たる性格の両方を有していた⁴³ことによるものである。しかし、企業会計にはこのような考え方はないため、貸倒準備金は評価性引当金として純化することが妥当であると考えられていた。

そこで、昭和 39 年には貸倒準備金が評価性引当金として貸倒引当金に改められ、全額洗替え方式が採用された。また、昭和 25 年以降貸倒準備金（引当金）の法定繰入率は上昇し続け、昭和 39 年にピークを迎えた⁴⁴。この時期の貸倒準備金（引当金）制度について、武田昌輔は、「現実の貸金債権には、経常的に発生する貸倒れ損失も偶発的に発生する貸倒れ損失も含まれており、それを、昭和 39 年度の税制改正において、貸倒引当金を評価性引当金に純化する過程で、後者の偶発的な貸倒れに備える部分が理論的には捨象されてしまっているが、将来にわたる回収不能を見込んで設定された繰入率に吸収されたとみることのできるであろう。いずれにしても概算的な繰入率による場合は、準備金的性格をもつた部分が入っているのではないかという問題が残る。そのために常に実績をしん酌して適正なものとする必要があるとされている。」⁴⁵と述べている。このような見解をみれば、昭和 39 年度の改正で貸倒準備金は貸倒引当金に改められたものの、法定繰入率との関係を踏まえて考えれば、完全に評価性引当金として純化されたということは難しいだろう。その後、繰入率については実績をしん酌する姿勢へと変わり、平成 10 年には法定繰入率は廃止された。この法定繰入率の廃止については批判的な意見がある⁴⁶。

昭和 40 年の法人税法全文改正では、貸倒引当金が法律に明記されるに至った(法 52 条)。また、この全文改正に伴って昭和 44 年には法人税基本通達の全面改正⁴⁷があり、貸倒損失に関する通達も現在の通達の形式に改められた。昭和 44 年通達では、法律上の貸倒れ(法基通 9—6—1)、事実上の貸倒れ(法基通 9—6—2)、形式上の貸倒れ(法基通 9—6—3)に加え、法人税基本通達 9—6—4～法人税基本通達 9—6—11 において債権償却特別勘定による取扱いが明示された。この債権償却特別勘定は債権償却引当金勘定の役割を引き継いだものと考えられる。

全面改正から約 10 年後の昭和 55 年には、昭和 44 年通達の総点検として、さらに通達の

⁴³ 大島＝市丸＝武田・前掲注(38)379 頁参照。

⁴⁴ 田々邊献「貸倒損失と部分貸倒れ」『租税資料館賞受賞論文集第 24 回中巻』(2015)27—28 頁参照。

⁴⁵ 武田編著・前掲注(38)3189 頁。

⁴⁶ 武田・前掲注(10)888 頁は、「法定繰入率は、個々の企業が個々の実情に基づき見積区間を措定することの困難性に代替する措置として、社会的・平均的割合として定めた規定区間の中央値に匹敵するものとして定められていると理解すべきである」としており、法定繰入率の必要性を主張している。

⁴⁷ 昭和 44 年 5 月 1 日直審（法）25。

改正⁴⁸が行われ、債権償却特別勘定の設定条件として最低回収不能割合が導入された。これにより債権償却特別勘定への繰入額を損金算入するためには、債権額のおおむね 50%以上が回収不能になっていることが要求されるようになった⁴⁹。

平成 10 年の通達改正⁵⁰では、債権償却特別勘定は個別貸倒引当金として、引当金制度に組み込まれる形で法制化された（法 52 条 1 項、令 96 条）。従来、債権償却特別勘定の設定を行うには、所轄税務署長に対する認定申請が必要であり、通達でこのような要件を定めることに関しては、租税法律主義に反するのではないかという問題があった。一方で、法人税法施行令 96 条は、この認定申請を廃止し、最低回収不能割合による制限も撤廃したために、引当金制度による間接償却の枠内で、金銭債権の部分無税償却が全面的に解禁されたといえる⁵¹。また、それまで貸倒引当金は法定繰入率と実績率の選択適用により計算することが認められていたが、当該改正により実績率に一本化されることとなった。

ここまでみてきたように、貸倒引当金制度は幾度の改正の中で準備金的性格を排し、費用収益対応の原則に基づく評価性引当金として理論的に純化されていった。その一方で課税ベース拡大等の要請から、引当金制度一般の縮減・廃止が行われるようになり、法人税法上認められる引当金は、その数を減らしていった。貸倒引当金は、平成 23 年度改正によって原則として廃止され、貸倒引当金を設定できる法人は、中小法人および銀行・保険会社、リース会社等の一定の法人に限定されることとなった。

第 3 節 貸倒損失と貸倒引当金の関係

本稿第 2 章第 1 節でみたように貸倒引当金は、費用としては債務確定主義の例外であり、損失としては実現主義の例外である。つまり、貸倒引当金は貸倒損失が未だ確定していない段階において、金銭債権の一部回収不能による損金算入を間接的に認めるものである。平成 23 年度改正で貸倒引当金が原則的廃止に至る以前においては、貸倒損失と貸倒引当金は、貸倒れリスクの具体化の程度に応じて段階的に損金算入がなされるという構造⁵²を成していた。

その構造とは、次のようなものである。①未だ具体的な貸倒れリスクが生じていない金銭債権（一括評価金銭債権）については、過去 3 年間の平均的な貸倒実績率（令 96 条 6 項）

⁴⁸ 昭和 55 年 12 月 25 日直法 2—15。

⁴⁹ 太田洋「「部分貸倒れ」の租税法上の取扱い―「失われた 10 年」と税制上の桎梏」税経通信 56 巻 3 号(2008)37 頁参照。

⁵⁰ 平成 10 年課法 2—7。

⁵¹ 太田・前掲注(49)38 頁参照。

⁵² このような貸倒損失と貸倒引当金の関係・役割についての整理は、佐々木浩「貸倒引当金と貸倒損失の関係―平成 23 年度税制改正の影響」税研 158 号(2011)34 頁以下を参考とした。

を用いて、損金算入される（法 52 条 2 項）。②長期棚上げ（令 96 条 1 項 1 号）、債務者の債務超過状態の継続（同項 2 号）等によって、一部回収不能の状態が高い蓋然性をもって見込まれる金銭債権（個別評価金銭債権）については、その金銭債権の個別的な状況（債務者の財務内容等）に応じて損金算入される（法 52 条 1 項）。③最終的に貸倒れが確実となった金銭債権は、貸倒損失（法 22 条 3 項 3 号）として損金算入される。このように貸倒損失と貸倒引当金は、金銭債権の不良債権化への対応について、ある種の役割分担をしていたと解することができる。

しかし、平成 23 年度改正によって貸倒引当金は原則として廃止されたため、貸倒損失と貸倒引当金との関係は崩壊した。改正後の状況を上記の構造に即していえば、③の全額回収不能を前提とする貸倒損失（全部貸倒れ）による損金算入のみが残され、①②の段階における、貸倒引当金の繰入れによる損金算入は、原則として認められないという状況に陥ったのである。

そこで問題となるのは、22 条 3 項 3 号に規定する損失としての部分貸倒れの解釈についてである。かねてから部分貸倒れを肯定する有力説⁵³は主張されてきたものの、判例・行政解釈においては基本的に否定されており、学説においても消極的な姿勢を取るものが多かったと考えられる。しかし、これらの消極説の多くは平成 23 年度改正前の貸倒損失と貸倒引当金との関係を前提として主張されたものである。例えば、部分貸倒れの消極説の多くは、その根拠の 1 つとして、「金銭債権の一部回収不能は貸倒引当金制度を通して損金算入が可能であること」を挙げている⁵⁴。また、法人税基本通達 9—1—3 の 2 は、金銭債権が評価換えの対象となる資産に含まれないことを確認するとともに、法的整理による金銭債権の帳簿価額の減額は貸倒引当金により処理することを求めている。このような貸倒引当金ありきの主張は現行の法人税法の議論において、十分な説得力を持たないものであると考えられる。そのため、部分貸倒れの解釈については、再度、理論的検討を試みる必要があるのである。

⁵³ 主な有力説として、金子宏『租税法理論の形成と説明 下巻』（有斐閣,2010）94 頁以下[初出・2002]、太田・前掲注(49)35 頁以下が挙げられる。

⁵⁴ 例えば、武田昌輔「税法における債権の償却—回収不能額の決定について—」会計 65 巻 5 号(1954)119 頁は、「この債権の評価はすでに設けられている貸倒準備金制度によって補われているところであるから、税務上更に債権の評価を認めることは要しないであろう。」としており、大淵博義『法人税法解釈の検証と実践的展開』（税務経理協会,2009）324 頁は、「この点についての論議は積極、消極の両説があるが、……個別評価金銭債権の一部の個別回収不能額の合理的な見積りによる貸倒引当金の繰入れにより、問題点の多くは解決されているといつてよいであろう。」と述べている。

第3章 部分貸倒れ

第1節 部分貸倒れ論の基礎

1. 部分貸倒れの中心的課題

部分貸倒れが抱える最も中心的な課題は、「事実上の部分貸倒れを直接償却の方法により、損金算入することが、法人税法の解釈論上可能であるか」ということである。わが国の課税実務は、法人税基本通達 9—6—2 が全額回収不能を要件としていることから分かるように、歴史的に部分貸倒れに消極的な態度（部分貸倒消極説）を取ってきた。これに対し、次章において分析する金子宏、太田洋による部分貸倒積極説は、通達解釈に囚われず、実際に経済的価値を失った金銭債権の一部を貸倒れとし、直接償却により損金算入を認めようとするものである。

2. 部分貸倒消極説とその主な根拠

上述の通り、課税実務上部分貸倒れは消極的に解されてきたわけであるが、多くの消極説が主たる根拠としているのは、次の2つの考え方であるといえるだろう。

(1) 評価損計上禁止説

部分貸倒れは実質的に金銭債権の評価損の計上を意味するとされ、法人税法 33 条が資産の評価損の計上を基本的に禁止していることに反する。ここで、法人税法 33 条の規定を今一度確認しておくと、同条 1 項は資産の評価損の損金不算入を一般的に規定しており、同条 2 項ないし 4 項は資産につき災害による損傷があった場合等において、同条 1 項の規定にかかわらず資産の評価損の損金算入を認める旨を規定している⁵⁵。部分貸倒れについて問題となるのは、とくに同条 2 項の規定であり、後に述べる平成 21 年度改正までは、金銭債権が評価損の損金算入の対象に含まれないことが明文に定められていた。そのため金銭債権の評価損の計上はいかなる場合も認められないと解され、当該規定が部分貸倒れの直接損金算入を認めない大きな根拠とされてきた。

(2) 総財産担保説

総財産担保説はその名の通り、金銭債権は債務者の総財産を担保としているという考え方に基づくものである。谷口勢津夫は、「金銭債権については、その性質上、債務不履行は

⁵⁵ 企業会計が実現主義・取得原価主義を採っている以上、資産の評価損益の計上認められないのは当然のことである。したがって、33 条 1 項は公正処理基準の確認規定と解するのが相当であり、2 項以降が別段の定めにあたると解される。この点については、金子宏『所得税・法人税の理論と課題』（日本租税研究協会,2010）129—131 頁参照[初出・2008]。

履行遅滞を生ずるのみで履行不能を生ずることはないのであるから、法的な観点からみれば、債務者が存在する限り、そもそも回収不能ということはあるまい。」⁵⁶と述べており、法的観点においては金銭債権が一部回収不能の状態になることがないことを指摘している。

一方で、経済的観点からみれば、実際に金銭債権が一部回収不能の状態になることは考慮されるべき問題であるが、この点について谷口勢津夫は、「債務者が法的意味における不存在に準ずるような状態に陥らない限り、回収不能を容認すべきではない。したがって、資産状況・支払能力等から客観的にみて金銭債権の全額が回収不能であると認められ得るような状態に債務者が陥ったときに初めて、金銭債権の貸倒れが認定されるべきである。」⁵⁷と述べている。つまり、総財産担保説によれば、貸倒認定の基本は、あくまで債務者の不存在（本来的な全部貸倒れ）であり、それに準ずる形で全額回収不能要件（疑似的な全部貸倒れ）を満たす場合の貸倒れが認められていると解される。そしてこのような考え方によれば、部分貸倒れはそもそも想定されていない事象であるといえることができる。

これら 2 つの説はしばしば別々に論じられるため、ここでも一応区別して挙げておいたが、両説は全く別の論理を構成しているわけではなく、むしろ突き詰めればほとんど同じ考え方に行き着くのではないと思われる。というのも、総財産担保説は損失の確定について、債務者の不存在を基礎として全額回収不能という基準を導くものであるが、そもそも損失に確定を求めるのは、損失と 33 条との関係を考慮しているためである。そのため、両説はともに 33 条を根拠に部分貸倒れを否定する説であるといえる。

第 2 節 部分貸倒れの諸問題

部分貸倒れの問題として論じられる論点には様々なものがあるが、ここではその中でも多くの論文等が取り上げている重要な論点について検討を加えたい。次に検討する問題は、本稿第 3 章—第 1 節—1 で示した部分貸倒れの中心的課題からはややそれるが、部分貸倒れを論ずる上で必要不可欠な論点であり、かつ、部分貸倒れの中心的課題について示唆を与えるものである。

1. 同一債務者に対して担保付金銭債権と無担保金銭債権を有する場合等の貸倒れ

例えば、債務者 X（以下、「X」という。）に対して担保付金銭債権 A（以下、「債権 A」という。）と無担保金銭債権 B（以下、「債権 B」という。）を有していると仮定する。X が倒産し、債権 A の担保物（X の唯一の資産と仮定する。）を処分することとなった場合において、その担保物の時価が債権 A の債権金額を下回ると見込まれるとき、債権 B の貸倒れを認定することはできるだろうか。

⁵⁶ 谷口・前掲注(11)126 頁。

⁵⁷ 谷口・前掲注(11)126 頁。

この状況で第一に問題となるのは、債権 B が法人税基本通達 9—6—2 にいう、「全額が回収できないことが明らかになった場合」に当てはまるかどうかである。広い視点で見れば、当該債務者に対して有している全債権（債権 A＋債権 B）のうちの一部が回収不能となっているともいえそうであるが、このような場合の債権 B については、全部貸倒れとして債権金額全額の損金算入を認めるべきであろう。なぜなら、債権 B は無担保債権であり、少なくとも債権 A を全額回収できる見込みがなければ、全く弁済を受けることができない状態にあるからである。

第二の問題は、債権 B を担保物の処分前に貸倒処理できるかということである。法人税基本通達 9—6—2 は、「担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできない」としている。しかし、上述の通り債権 B は無担保債権であり、しかも債権 A の担保物の処分価額の大小が債権 B の回収可能額に影響を及ぼさない状況にある。そのため、通達の要件を債権 B にもそのまま適用して、担保物の処分があるまで貸倒損失を認めないというのは、妥当ではない⁵⁸。したがって、このような状況においては、担保物処分前に債権 B の貸倒れが認められると解される。

また、担保付債権の貸倒れに関するもう 1 つの例として、劣後抵当権を担保とする金銭債権 C（以下、「債権 C」という。）について、回収不能が生じた場合を考えてみよう。例えば、倒産した債務者の有する資産が債権 C の抵当権の対象となる土地のみであり、その土地が処分されたとしても先順位の債権者に配当されるのみで、債権 C に対して配当がなされる見込みがないような場合、債権 C は実質的に全く担保されていないといえる。このような場合の貸倒れの認定について、国税庁の質疑応答事例は、「担保物の適正な評価額からみて、その劣後抵当権が名目的なものであり、実質的に全く担保されていないことが明らかである場合には、担保物はないものと取り扱って差し支えありません。……B 社〔＝債務者〕の資産状況、支払能力等からみて貸付金の全額が回収不能と判断されるところですから、担保物を処分する前であっても貸倒れとして処理することができます。」⁵⁹と回答している。すなわち、このような場合においても全部貸倒れとして担保物処分前の貸倒れが認められると解される。

2. 債権放棄による部分貸倒れ

法人税基本通達 9—6—1(4)（以下、「債権放棄による貸倒れ」という。）は、実質的に回収不能となった金銭債権について債権放棄を行った場合には貸倒れを認めることとしているが、この通達には法人税基本通達 9—6—2（事実上の貸倒れ）のような全額回収不能の要

⁵⁸ 担保物の処分前において貸倒れを認めた判決として、広島高判昭和 57 年 2 月 24 日税資 122 号 355 頁がある。

⁵⁹ 国税庁「担保物がある場合の貸倒れ」[下記 URL]参照。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/16/04.htm>（2024 年 1 月 10 日閲覧）

件は付されていない。そのため、金銭債権が一部回収不能の状態にある場合に、当該一部を超えない範囲で債権放棄を行うことで、その放棄した部分を貸倒れとして損金算入することが可能かどうか問題となる。

法人税基本通達 9—6—1（法律上の貸倒れ）のうち債権放棄による貸倒れが、ことさら取り上げられる理由は、債権放棄による貸倒れが「主観的判断による貸倒れ」を認めていると考えられているからであろう。法人税基本通達 9—6—1(1)～(3)（以下、「法的整理手続による貸倒れ」という。）が、裁判所の監督等を伴う手続を要件としているのに比べて、債権放棄は民法上債権者の自由な意思によって行うことができる。そのため、債権放棄による部分貸倒れは部分貸倒れ論において、しばしばその取扱いが疑問視されているのである。

しかし、筆者はもっと根本的な問題として、債権放棄による貸倒れを含む法律上の貸倒れが事実上の貸倒れとは異なり、全額回収不能要件を付していないことについて、その理由を明確にする必要があると考えている。前にも述べたように、事実上の貸倒れの全額回収不能要件は総財産担保説の考え方（すなわち、債務者の不存在を貸倒れの基礎とし、それに準ずる状態として全額回収不能を要求する）に基づいているといえる。この総財産担保説の考え方は、部分貸倒れをそもそも想定していないのであるから、法律上の貸倒れにおいて全額回収不能要件が付されていない（部分貸倒れが認められ得る）ことと矛盾するという問題がある。

この問題について、筆者は、法律上の貸倒れを貸倒損失の確定性についての通達ではなく、貸倒損失の任意性についての通達と捉えるべきではないかと考えている。法律上の貸倒れと事実上の貸倒れの決定的な違いは、金銭債権の法的消滅の有無である。事実上の貸倒れの認定において重要となる確定性の問題（すなわち、損失が客観的・不可逆的に確定しているかという問題）について、法律上の貸倒れは金銭債権の法的消滅という事実をもって、既にこれをクリアしているといえる。そのため法律上の貸倒れが本質的に規制しているのは任意性を孕んだ行為であると考えられる。

この点について一高龍司は、「確かに、倒産処理手続上の免除の強制的性格は、寄附金の要件としての『任意性』の欠如をもたらしうるが故に、寄附金に該当しない根拠となりうるが、転じてそれが『貸倒れ』とされる十分な根拠とはいえないように思われるし、たとえば会社整理では、整理計画の実行の命令がなされても、計画の効力は同意しない債権者には及ばず、そのぶん強制的性格も弱いが、そこでの免除は貸倒れと解されているのである。」⁶⁰と述べている。このように考慮要素を「貸倒れ（の確定性）」と「任意性」に分けて考えると、法律上の貸倒れは任意性についてのみ、判断を下しているといえることができる。

さて、当初の疑問として、債権放棄による貸倒れは、「主観的判断による貸倒れ」を許しているか、ということについて述べたが、そのようなことはありえない。なぜなら、債権放棄による貸倒れには、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を

⁶⁰ 一高・前掲注(21)134—135 頁。

受けることができないと認められる場合」という実際の回収可能性を考慮する要件⁶¹が付されているためである。これにより、仮に回収可能部分について、債権放棄が行われた場合には、その放棄額は貸倒損失とは認められず、寄附金として損金算入の制限を受けることになる。つまり、債権放棄は民法上、債権者の任意により行うことができるが、それが必ずしも貸倒損失として損金算入されるわけではない。したがって、債権放棄という行為自体の主観性は問題にはならないのである。

以上の検討から、債権放棄による部分貸倒れについては、金銭債権の法的消滅による損失の確定、および実質的な回収可能性の考慮による債権放棄の任意性の排除、という2点を理由にその損金算入が認められるべきである。

最後に債権放棄による貸倒れと寄附金についての通達である法人税基本通達 9-4-1、9-4-2 との違いについても補足しておこう。これらの通達はいずれも、子会社等に対して債権放棄を行った場合に損金算入を認め得るものであるが、その適用条件は債権放棄による貸倒れとは異なる。債権放棄による貸倒れが金銭債権の実際の回収不能をもって損金算入を認めるのに対して、法人税基本通達 9-4-1、9-4-2 は、「親会社のより大きな損失を回避するための費用」といった、費用性に注目して損金算入を認めるものである。そのため、例えば金銭債権の回収可能性が認められ、債権放棄による貸倒れによって損金算入が認められなかった場合であっても、その債権放棄に費用性が認められれば、法人税基本通達 9-4-1、9-4-2 によって損金算入が可能になるということが考えられる。

第3節 改正による影響

ここまでみてきたように、今日に至るまで部分貸倒れの問題については様々な解釈論が展開されてきたが、その議論が最も活発に行われたのは、次節において検討する興銀事件判決の前後の時期といえるだろう。しかし、興銀事件判決から約20年を経た現在においては、当時とは異なる制度の下で、新しい視点に立った議論が必要である。以下では、近年とくに部分貸倒れの議論に大きな影響を与えた平成21年度改正および平成23年度改正について、検討を行うこととする。また、平成23年度改正の検討に伴って、引当金制度一般の縮減・廃止について、併せて検討を行うこととする。

⁶¹ この要件は事実上の貸倒れの「債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合」という要件と同様に金銭債権の実際の回収可能性について考慮するためのものである。ただし、筆者の見解としては、これらの要件が付されている理由は、それぞれで異なるといえる。すなわち、債権放棄による貸倒れの場合には債権放棄の任意性を判断するため、事実上の貸倒れの場合には貸倒損失の確定性を判断するために当該要件が付されていると考えられる。

1. 平成 21 年度改正

平成 21 年度改正前の法人税法 33 条は資産の評価損の損金算入を例外的に認める規定の中で、その対象となる資産から、預金、貯金、貸付金、売掛金その他の金銭債権を除くことを明文に規定していた（改正前法 33 条 2 項括弧書、3 項括弧書）。上述の評価損計上禁止説による部分貸倒れの否定は、この規定を根拠としている。

平成 21 年度改正ではこの金銭債権除外規定が削除され、法的整理手続による資産の評価損についても規定が整理された。ここで改正後法 33 条がどのような場合に資産の評価損の損金算入を認めているのか確認しておこう。改正後法 33 条は損金算入可能な資産の評価損について以下のような分け方をしている。

①災害等による場合（法 33 条 2 項）

—①a物損等の事実が生じた場合（令 68 条 1 項）

—①b法的整理の事実が生じた場合（令 68 条 1 項）

②更生計画認可の決定による評価があった場合（法 33 条 3 項）

③再生計画認可の決定による評価があった場合（法 33 条 4 項）

改正によりこれらの規定からは金銭債権を除外する旨の記述はなくなったが、問題は、上記①～③のいずれの場合においても、金銭債権の評価損の損金算入が認められるかということである。

①aの物損等の事実とは、令 68 条 1 項 1 号ないし 4 号において列挙されている棚卸資産、有価証券、固定資産、繰延資産についての評価損を指しており、これは会社法（会社計算 5 条 3 項）および企業会計（企業会計原則第 3 の 5 の A・B・同注解（注 10））における資産の強制評価減または減損損失の取扱いに準拠したものである。平成 21 年度改正において金銭債権がこれらの評価損の対象資産に追加されていないことを考慮すれば、①aの場合には金銭債権の評価損は認められないと考えられる。

①bの法的整理の事実が生じた場合については、法人税基本通達 9—1—3 の 2 がその取扱いを示しており、金銭債権については評価換えの対象とはならず、貸倒引当金の繰入れによって対処することとされている。国税庁はこの通達の解説として、「金銭債権に関する含み損は会社法及び企業会計において貸倒引当金というツールを用いて会計処理することとされていることから、税務上も金銭債権は評価換えの対象とならず、会計処理と同様に貸倒引当金（法 52）の定めに従って損金算入されることになる。」⁶²と説明している。

⁶² 国税庁「平成 21 年 12 月 28 日付課法 2—5 ほか 1 課共同『法人税基本通達等の一部改正について』（法令解釈通達）の趣旨説明」[下記 URL]参照。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/091228/01_04.htm#d01（2024 年 1 月 10 日閲覧）

つまり、①の場合による資産の評価損はあくまで会社法および企業会計に準拠した取扱いを求めていると考えられているのである。また、①にはかねてから損金経理要件が課されていることから、佐々木浩は、「企業会計上基本的に評価損として損金経理の対象とならない金銭債権についてまで税制上の評価損の計上対象となる資産の範囲が拡充されたわけではない。」⁶³と指摘している。

一方で②、③については、金銭債権も評価損の対象になると考えられる。なぜなら、これらは会社法および企業会計における評価損の取扱いを前提としたものではなく、会社更生法等の規定に基づいて行われるものであるからである。

したがって、平成 21 年度改正は結局のところ部分貸倒れの解禁を謳ったものではなく、②、③の会社更生法等による資産の評価が「一切の財産」について行われることについて、法人税法の規定を符合させるためのものに過ぎなかったという解釈が妥当であろう。

しかし、①⑥についての取扱いを示した法人税基本通達 9—1—3 の 2 については、平成 21 年度改正時には妥当性があったものの、後の平成 23 年度改正で貸倒引当金の原則的な廃止が行われたことにより、明らかな矛盾が生じているといえる。また、33 条 2 項の法文上から金銭債権除外規定が削除されたことについては、解釈論としての部分貸倒れ論に少なからず影響を与えたものと評価してよいだろう⁶⁴。

2. 平成 23 年度[12 月]改正と引当金の縮減・廃止

平成 23 年度改正では、貸倒引当金制度の対象法人が、中小法人および銀行・保険会社、リース会社等の一定の法人に限定されることとなった。これにより一般の事業会社は貸倒れのリスクがある程度具体化している金銭債権であっても、これを部分的に損金算入することができなくなった。この改正が行われた背景には法人税率の引下げに伴った課税ベース拡大の要請があったといえる。

貸倒引当金に限らず、課税ベース拡大の名の下に各種引当金は縮減・廃止されており、平成 10 年度改正では賞与引当金、平成 14 年度改正では退職給与引当金、平成 30 年度改正では返品調整引当金が廃止された。このように引当金の廃止が財源確保のターゲットとなった理由については、平成 10 年度改正の基礎となった「税制調査会・法人課税小委員会報告」（平成 8 年 11 月）において、「引当金は、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積であることから、常にその見積もりが適正なものであるかどうかが問題となる。公平性、明確性という課税上の要請からは、そうした不確実な費用又は損失の見積り計上は極力抑制すべきである。」⁶⁵と説明されている。

⁶³ 佐々木・前掲注(52)37 頁。

⁶⁴ 金子・前掲注(1)400—401 頁参照。

⁶⁵ 税制調査会「平成 8 年 11 月 法人課税小委員会報告」（1996）40 頁[下記 URL]参照。

確かに、引当金が法人税法上、債務確定主義の例外として制限的に規定されていることに鑑みれば、法人税法の視点から不適當である引当金に対しては、縮減・廃止が検討されることも考えられる。しかし、引当金の計上が見積計算によるからといって、必ずしも課税上の公平性や明確性を害しているとはいえない。上記の報告について武田隆二は、「費用の見積もりを伴うが故に、それは適正を欠くという理屈は、論理の世界にはない。見積もりを合理化するための努力が、発生主義会計の基礎に横たわっている。また、かかる見積・測定の技法を開発し、洗練化するところに会計学研究の基本があるのであって、『見積もりが即適正を欠く』と断じているのは、一面的な見解というべきであろう。」⁶⁶と批判している。つまり、見積計算それ自体の適正性を批判することは、企業会計（発生主義会計）を基礎とする法人税法の解釈として妥当ではない。そのため、課税ベースの拡大といった政策的判断の下で、十分な理論的根拠なしに引当金を排除することは、相当ではないといえよう。

また、企業会計準拠主義を採る法人税法にとって、不用意に企業会計と法人税法の乖離を招くことは好ましくなかろう。平成 23 年度改正が企業会計に与える影響について、吉本利行は、「今までは、貸倒引当金を積んでも、損金処理できたため、積極的にこれを活用するインセンティブがあった。しかし、資本金 1 億円以下の企業を除き、これが廃止されたので、収益が上がらない場合は、必要な貸倒引当金を十分に積まない（手当てをしない）ことが考えられる。」⁶⁷と述べている。このような企業会計への影響も踏まえれば、引当金の縮減・廃止については、それが必要な措置であったか、今一度検討する必要があるだろう。

第 4 節 興銀事件判決と部分貸倒れ

興銀事件は、当時の日本経済の重大な課題であった不良債権処理問題について、訴額が非常に大きく、政治的・社会的に多大な関心を集めた事件である。法人税法における貸倒れについての議論は、この事件の前後で非常に活発化し、有力な部分貸倒れ論が唱えられる契機となった。ここでは部分貸倒れ論への影響を中心に興銀事件判決の考察を行う。

1. 事実の概要

訴外 A は、X（原告・被控訴人・上告人）を含む母体行と呼ばれる金融機関を中心に設立された住宅金融専門会社（いわゆる住専）である。A は、母体各社から出資および融資を受けていたが、X からの融資が最も多額であった。また、A の代表取締役を X の出身者が務めるなど、X は A の設立・経営に深く関与していた。

バブル経済の崩壊により、住専各社の財務状況は急激に悪化した。そのため A は、平成

https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0811_houjinkazeisyouiinkai.pdf（2024 年 1 月 10 日閲覧）

⁶⁶ 武田・前掲注(10)828 頁。

⁶⁷ 吉元利行「全社的債権管理の進め方」税務弘報 60 巻 5 号(2012)128 頁。

4 年 5 月に母体各社に金利減免等を要請するとともに資産の圧縮等を目指す事業計画を策定した。

その後も住専各社の経営環境は一層悪化したため、平成 4 年 12 月、大蔵省は住専各社に新たな再建計画の策定を指導した。農協系統金融機関および農林水産省は、当初金利減免に反発したが、母体行が責任を持って再建計画に対応することが明確になることおよび債権元本の回収ができることを条件に、再建計画に協力する意向を示した。そこで A は、計画期間を平成 5 年 4 月から 10 年間とし、各債権者に対する金利減免の要請や母体各社による新規融資金の貸出し等を内容とする新たな再建計画を策定した。

しかし、その後も A の不良債権額は多額に上ったため、平成 7 年 9 月 22 日、母体各社は A を整理する方針を確認した。農協系統金融機関は A を整理するにあたって、農協系統金融機関の元本損失部分を母体行が責任を持って処理すること（完全母体行責任）を求めたが、X を含む母体 2 行は貸出金の全額放棄が限度であること（修正母体行責任）を主張し、農協系統金融機関の要求を拒否した。

平成 7 年 12 月 19 日、内閣は住専処理機構の設立等を内容とする閣議決定（以下、「本件閣議決定」という。）をした。また、平成 8 年 1 月 30 日、第Ⅲ分類資産に係る損失（2 次ロス）の処理方策を内容とする閣議了解（以下、「本件閣議了解」という。）をした。

平成 8 年 2 月 8 日、いわゆる住専処理法案が国会に提出されたが、野党の反対により国会審議は同年 3 月 25 日まで中断した。

母体各社は、本件閣議決定および本件閣議了解で示された住専処理計画に沿って、A の不良資産のうちの損失見込額 1 兆 3588 億円および欠損見込額 187 億円の合計 1 兆 3775 億円について、母体 2 行の債権 5370 億円（X の有する債権は約 3760 億円）の全額放棄、一般行の債権合計 9264 億円のうち 4999 億円の放棄、農協系統金融機関による 3407 億円の贈与によって損失負担することを基本とする処理計画案を策定した。

平成 8 年 3 月 29 日、X は A との間で債権放棄協定書を取り交わし、A の営業譲渡の実行および解散の登記が同年 12 月末日までに行われないことを解除条件として本件債権を放棄する旨の合意をした。

住専処理に係る公的資金を盛り込んだ平成 8 年度予算は、平成 8 年 5 月 10 日に成立し、住専処理法は、同年 6 月 18 日に成立し、同月 21 日、施行された。これを受けて A は、同年 8 月 31 日、住宅金融債権管理機構との間で営業譲渡契約を締結した上、同年 9 月 1 日、解散した。

X は平成 8 年 3 月 31 日までの事業年度における法人税の計算にあたって、債権放棄に係る放棄額を法人税法 22 条 3 項 3 号にいう「当該事業年度の損失の額」として損金の額に算入し、青色確定申告をした。税務署長 Y（被告・控訴人・被上告人）は、上記の損金算入を否定して、更正処分および過少申告加算税賦課決定処分を行った。これに対して X は、不服申立手続を経て、上記更正処分の取消しを求め出訴した。

2. 第1審・東京地判平成13年3月2日訟月48巻3号757頁

第1審は、本件債権の回収可能性について「合理的な経済活動に関する社会通念に照らして判断するのが相当である」とした上で、Xが法的措置を取って債権回収を図ることは、「有害かつ無益であって経済的にみて非合理的で行うに値しない行為」とであると判断し、「本件債権については、……、平成8年3月末の時点で既に全額回収不能の状態にあり経済的な価値はなくなっていたと評価すべきであって、債権放棄の有無にかかわらず、その全額を損金に算入できるものというべきである」として、Xの請求を認容した。

また、補足的に、本件解除条件付債権放棄の効力について、「損失の発生は確定している」と判示した。

3. 控訴審・東京高判平成14年3月14日訟月49巻5号1571頁

控訴審は、本件債権の回収可能性について、「債権の全額が回収不能であるとは、債務者の実際の資産状況、支払能力等の信用状態から当該債権の資産性が全部失われたこと」であるとした上で、「Aの客観的な財務状況に鑑みると、平成8年3月末時点において、本件債権が全額回収不能であったといえないことは明らかである。」と判断した。また、「責任財産がありながら、債権行使に対する社会的批判等の他事を考慮して債権者が当該債権を行使しないこととしたような場合」は、債権の全額回収不能には当たらないとした。

そして、本件解除条件付債権放棄については、「本件におけるような流動的な事実関係に[マ]下においては、……本件解除条件付きでされた債権放棄に基づいて生ずる損金については、当該条件の不成就が確定したときの属する年度……の損金として計上すべきものというべきである。」として、本件事業年度における損金算入を否定し、1審判決を取り消して、請求を棄却した。

4. 判旨・最判平成16年12月24日民集58巻9号2637頁

法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。

《中略》

母体5社は、本件閣議決定及び本件閣議了解で示された住専処理計画に沿ってJHLの処理計画を策定し、同計画において、興銀は、本件債権を全額放棄すること、すなわち、本件債権を非母体金融機関の債権に劣後する扱いとすることを公にしたということがで

きる。前記のとおり、興銀においてせいぜい修正母体行責任しか主張することができない情勢にあったことをも考慮すると、仮に住専処理法及び住専処理に係る公的資金を盛り込んだ予算が成立しなかった場合に、興銀が、社会的批判や機関投資家として興銀の金融債を引き受ける立場にある農協系統金融機関の反発に伴う経営的損失を覚悟してまで、非母体金融機関に対し、改めて債権額に応じた損失の平等負担を主張することができたとは、社会通念上想定し難い。

《中略》

……興銀が本件債権について本件母体金融機関に対して債権額に応じた損失の平等負担を主張することは、……平成 8 年 3 月末までの間に社会通念上不可能となっており、当時の JHL の資産等の状況からすると、本件債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかとなっていたというべきである。そして、このことは、本件債権の放棄が解除条件付きでされたことによって左右されるものではない。

5. 考察

本判決の論点は多岐にわたるが、ここでは主に部分貸倒れ論に影響を与えた以下の 2 つの論点について考察を試みるものとする。

(1) 貸倒れの認定基準

最高裁判決は貸倒損失を損金算入するためには、「金銭債権の全額が回収不能であることを要する」としている。この全額回収不能要件については従来から法人税基本通達 9—6—2 で示されてきた一般的な理解と同様であり、部分貸倒れの直接損金算入は認められないという立場に立っている。佐藤英明はこの点について、「債権について部分貸倒がありうるとする近時の有力学説（……）を採らないことを明言したものである。」⁶⁸と評価している。

貸倒れの認定基準について最高裁判決と控訴審判決で最も大きく異なるのは、債権者側の事情を考慮するかどうかという点である。最高裁判決は債権回収の経済性および債権回収の強行により生ずる経営的損失といった債権者側の事情を考慮要素としている。この判断について阪本勝は、「金銭債権が、債権者と債務者との具体的な関係及び両者の置かれた経済的環境の下において実現されるものであることからすると、債権者側の事情や経済的環境等を全く考慮しないで、債権が全額回収不能であるかどうかを判断することができる性質のものではないと考えられる。」⁶⁹と指摘している。すなわち金銭債権の経済的価値は理論的には複合的な要素から成り立っているといえるだろう。

これに対して、控訴審判決は貸倒れの認定要素を専ら債務者の資産状況および支払能力に求めている。これは債権者側の事情を考慮することが、損金算入時期の人為的操作につな

⁶⁸ 佐藤英明「判批」ジュリスト 1310 号（2006）181 頁。

⁶⁹ 阪本勝「判解」最判解民事篇平成 16 年度（下）（2007）845 頁。

がることを懸念するためであろう。しかし、吉村政穂は、「客観性の確保を図ることと、債権者側の事情を考慮することは、必ずしも矛盾しない。」⁷⁰と指摘している。このことを本件について考えてみるに、最高裁はXによる全額債権放棄の不可避性について、①XがAの経営に深く関与していたこと、②Xが農協系統金融機関に対して信義則上の責任を負う状況にあったこと、③Xが住専処理計画に沿って策定した計画において全額債権放棄を公にしていたこと等の詳細な事実関係に基づいて判断している。すなわち、客観性確保については債権者側の事情が客観的事実に基づいたものであれば足りるのであり、債権者側の事情を考慮することが、そのまま客観性を欠く判断になるとはいえない。もちろん、金銭債権の回収可能性を判断する上で最も重要な事実、債務者の資産状況および支払能力であるが、それに加えて債権者側の事情や経済的環境等を考慮することを示した本件最高裁判決は、以後の貸倒損失の認定に大きな影響を与えたといえる。

ところで、本件最高裁判決が下した上記のような判断は従来からの部分貸倒れの考え方と整合的であるといえるだろうか。部分貸倒れを消極的に捉える説として、本稿第3章—第1節—2でも挙げた総財産担保説がある。総財産担保説によれば、金銭債権はその性質上、「債務者の総財産を一般的な担保とするものであり、したがって、評価損のような部分的な価値の消滅を観念することが至難である」⁷¹とされている。そのため、「資産状況・支払能力等から客観的にみて金銭債権の全額が回収不能であると認められ得るような状態に債務者が陥ったときに初めて、金銭債権の貸倒れが認定されるべき」⁷²であると解されている。

一方で、本件最高裁判決は、債務者側に部分的な弁済資力が残されているにもかかわらず、債権者側の事情および経済的環境等を社会通念に従って総合的に判断することで、金銭債権の全額が回収不能であるとし、貸倒れを認めるという結論に至っている。つまり、このようなケースは「資産状況的には部分貸倒れの状態であったが、全部貸倒れが認められた事例」として理解することも可能である。

もちろん、本件最高裁判決は最終的には全額回収不能を根拠としている点で総財産担保説の考え方とは相違がないといえる。しかし、総財産担保説が債務者の不存在（すなわち債務者の弁済可能財産がゼロになること）を貸倒れの基本としているにもかかわらず、このようなケースの貸倒れを認め得るかについては疑問が残るところである（この点については、本稿第4章—第3節—1(3)も参照。）。

(2)債権放棄の効果

本件では、XがAの経営責任を問われる立場にあったことから、XはAに対して有する債権の全額について解除条件付債権放棄を行ったが、この債権放棄が本判決においてどの

⁷⁰ 吉村政穂「判批」別冊ジュリスト 253号(2021)115頁。

⁷¹ 中村平男「貸倒損失の判定等の取扱の改正について」税務弘報 12巻9号(1964)56頁。

⁷² 谷口・前掲注(11)126頁。

ような影響を与えたかは、本判決を考察する上で重要な論点である。

控訴審判決は本件解除条件付債権放棄について、「解除条件付き債権放棄の私法上の効力は、当該意思表示の時点で生ずる」とした上で、「本件におけるような流動的な事実関係に『ママ』下においては、債権放棄の効力が消滅する可能性も高く、未だ確定したとはいえない」と判示し、「当該条件の不成就が確定したときの属する年度……の損金として計上すべき」とあるとした。このような控訴審の判断は解除条件付債権放棄について、その「効力の発生」と「効力の確定」を分けて考え、損失の損金算入は「効力の確定」があった時点で行うことを示したものであろう。

しかし、企業会計上損失は発生時に計上すべき⁷³であるし、本稿第1章―第1節―3でも述べたように法人税法上の債務確定主義は損失には妥当しないことから、解除条件付債権放棄による損金算入は「効力の発生」の時点で行うのが相当であると考えられる⁷⁴。また、仮に解除条件の不成就が確定するまで損失が認識されないのであれば、「私法上、消滅し存在しない住専債権を係争事業年度の債権として資産に計上するという矛盾が露呈することになる」⁷⁵ことから、企業会計を基礎とする法人税法の解釈として妥当ではないといえる。

控訴審判決とは異なり、第1審判決および最高裁判決は、本件解除条件付債権放棄は貸倒損失の認定に無関係であると判断したと解される。この点について、第1審判決は「債権放棄の有無にかかわらず」と判示し、最高裁判決は「本件債権の放棄が解除条件付きでされたことによって左右されるものではない」と判示している。谷口勢津夫は、両判決の違いについて、「もし仮に興銀が本件事業年度に本件債権の放棄をしないで貸倒損失を損金に算入していたとすれば、第一審判決は、少なくともその論理（「債権放棄の有無にかかわらず」貸倒れ認定）からすると、それでもその貸倒れを認めたであろうが、本判決は認めなかったであろう。」⁷⁶と指摘している。しかし、最高裁判決は、「本件債権の全額が回収不能である

⁷³ 谷口勢津夫「判批」民商133巻3号(2005)524頁は、「法人税法が準拠する企業会計においては、発生主義といっても収益については原則として実現を要求する広義の発生主義が採用されているが、費用・損失についてはその本来の字義どおり発生が基準とされている」としている。

⁷⁴ 須藤正彦『精説不良債権処理』（経済法令研究会,2004）132頁は、解除条件付債権放棄について、「原則的には、……債務免除の意思表示がなされたときに直ちに（つまり、解除条件の不成就の確定を待たずして）消滅を認識する（解除条件が成就したらそのときはそのときでそれに対応した処理をする）と一応いえそうである。」とした上で、「それも程度問題で、……解除条件の成就の蓋然性が高ければ、消滅を認識しないことになろう（保守主義の観点から慎重になり、消滅を認識するという立場もあろうが）。」と述べており、解除条件の成就の蓋然性によっては、債権の消滅を認識しない立場を取っている。

⁷⁵ 大淵・前掲注(54)314頁。

⁷⁶ 谷口・前掲注(73)518頁。

ことは客観的に明らかになっていたというべきである。」と判示していることから、債権放棄の有無にかかわらず、法人税基本通達 9—6—2 による事実上の貸倒れが認められたものと解すべきであろう。なぜなら債権放棄がなければ貸倒れが認められなかったということは、換言すれば債権放棄の直前の段階において当該債権に回収可能部分が存在していたということになる。仮にそのような状況で本件のように債権金額の全額に対して債権放棄が行われた場合、債権の一部が回収可能であるにもかかわらず放棄されたこととなるため、その一部については寄附金と認定されるべきである。しかし、本件最高裁判決では債権放棄された全額がもれなく損金算入される結果となっている。このことは裏を返せば債権放棄を行う前から金銭債権の全額が事実上の貸倒れの状態にあったことを示しているといえよう。

また、谷口勢津夫は、本件最高裁判決について、「債務免除による貸倒損失の損金算入と子会社等の整理損失等の負担の損金算入（法基通 9—4—1）との『棲み分け』を明確にし、前者の処理を金銭債権の全額放棄の場合に限定し、もって、貸倒損失から『評価損』の要素を排除し、貸倒損失をまさに債権の滅失・無価値化を内容とする『確定損』として純化させたものと評価することができよう。」⁷⁷と述べている。しかし、上述のように、本件はあくまで法人税基本通達 9—6—2 による事実上の貸倒れが認められた事例と捉えるべきであり、本件最高裁判決が債権放棄による部分貸倒れを否定する趣旨を含むとは考えられない。

⁷⁷ 谷口・前掲注(73)519 頁。

第4章 主要論文の分析

第1節 金子論文の分析

1. 論文の全体像

本節では、部分貸倒れを肯定する学説として、部分貸倒れ論に非常に大きな影響を与えた金子宏による論文⁷⁸（以下、「金子論文」とする。）について考察する。金子宏は部分貸倒れが認められるべき理由について、法人税法上の損失を2つに分類し（以下、「2つのカテゴリー論」という。）、貸倒損失がそもそも33条の規定とは無関係であることを論じている。また、アメリカにおける部分貸倒れの制度⁷⁹を参照して部分貸倒積極説を補強し、部分貸倒れが公定解釈として認められた場合におけるわが国の税法の制度的な課題⁸⁰にも言及している。金子論文は部分貸倒れが認められれば、期間損益計算がより適正となるだけでなく、当時のわが国の課題であった不良債権処理問題の解消につながるとしている。以下では、部分貸倒れを肯定する理論的根拠として、金子論文の核となっている2つのカテゴリー論について、考察を試みることにする。

2. 2つのカテゴリー論の概要

金子宏は、法人税法における貸倒損失と資産の評価損との違いに関して以下のように述べている。

「貸倒損失は、事業の取引活動に基づく損失である。より一般的な表現を用いれば、それは外部との損益取引の結果として生ずる損失であり、企業会計上も実現した損失として費用に算入することが当然のこととして認められている。法人税法においてもそれが採用している実現主義の原則下で、外部との損益取引に基づく損失として、公正妥当な会計処理の基準の解釈として、当然に損金に算入することが認められている。

これに対して、資産の評価額^[マ]は、所有資産の価値の減少、すなわち未実現の損失であるから、企業会計上も、法人税法上も、それらが採用している実現主義の原則からして、費用ないし損金に算入することは原則として認められない。それが認められるのは、別段の定めがある場合のみであり、法人税法33条2項は、まさにそのような別段の定め当たるの

⁷⁸ 金子・前掲注(53)115頁以下。

⁷⁹ アメリカでは、内国歳入法典166条(a)項2号において部分貸倒れが認められている。部分貸倒れがあるかどうかは、税務署長の合理的な裁量により認定される。部分貸倒れの場合、全部貸倒れの場合に比べて納税者の立証責任は重くなると解されている。この点については、金子・前掲注(53)118—119頁参照。

⁸⁰ ①部分貸倒れをどのような基準で判断するか、②償却した債権は免除すべきか、③金融機関はどのように債権を償却すべきか、について指摘している。これらについては、金子・前掲注(53)119—120頁参照。

である。」⁸¹

このように、貸倒損失は外部との損益取引に基づき実現した損失であり、これを資産の評価損と混同することを金子宏は否定している。続けて、金子宏は損失の 2 つのカテゴリーについて以下のように述べている。

「このように、法人税法が、損失を、(1)損益取引に基づき実現した損失と、(2)所有資産の価値の減少という未実現の損失、という 2 つのカテゴリーに区別し、前者は当然に損金に算入され、後者は別段の定めがある場合にのみ損金に算入することを認められていることからすると、33 条 2 項が金銭債権を除外しているのは、なんら部分貸倒れを否定する趣旨を含むものではなく、金銭債権の価値の減少の取扱いが 33 条 2 項の範囲内の問題ではなく、損益取引に基づく損失の問題、すなわち(1)のカテゴリーの問題として別個に検討すべき問題であることを確認的・注意的に規定したと解すべきである（なお、資産の価値が減少したか否か、どれだけ減少したかは評価の作用、つまり判断の作用であり、債権が貸倒れになったかどうかは、認定の作用、つまり確認の作用であり、両者は精神作用としての性質が異なることにも注意する必要がある）。」⁸²

金子宏は、上記の 2 つのカテゴリー論により、平成 21 年度改正前 33 条 2 項における金銭債権を除外する規定が、部分貸倒れの損金算入を妨げるものではないことを示し、法人税法の解釈論として部分貸倒積極説を主張したのである。

3. 損益取引に基づき実現した損失

2 つのカテゴリー論を分析する上で、最も重要であるのは、金子宏が何を根拠として貸倒損失を「損益取引に基づき実現した損失」に分類しているのかということである。以下では「取引」と「実現」という概念に着目し、この点を明らかにしていきたい。

(1) 「取引」について

金子宏は(1)のカテゴリーの損失を「外部との損益取引の結果として生ずる損失」であると説明している。ここで「外部との」という表現が用いられているのは、それが内部計算によるものではなく、外部の者との取引、つまり私法上の取引であることを示していると思われる。そして(1)のカテゴリーが当然に損金に算入されるという考え方は、法人税法 22 条における「取引」が私法を前提とした概念であるとする見解⁸³を根拠にしていると考えられる。

⁸¹ 金子・前掲注(53)116 頁。

⁸² 金子・前掲注(53)116 頁。

⁸³ 金子・前掲注(1)347 頁は、法人税法 22 条 2 項について「この規定にいう取引は法的取引を意味していると解すべきである」としている。なお、法人税法 22 条 2 項における「取引」の意義について争われた判例として、最判平成 18 年 1 月 24 日訟月 53 卷 10 号 2946 頁がある。

法人税法 22 条における「取引」について中里実⁸⁴は、「法人税の課税対象である所得は、基本的には、私法により発生させられた法律効果としての経済的利得のことであり、簿記が経済的效果を発生させることは、法律の明文の定めのない限りありえないと考えられる。減価償却や引当金のような内部取引は、法人税法の『別段の定め』により、『取引』とされると考えれば、それで問題はなかろう」⁸⁴と述べている。つまり貸倒損失は外部の者（債務者）との私法上の取引により発生するものであるから当然に損金算入され、33 条とは無関係であるのに対し、資産の評価損は簿記上の取引（内部計算によるもの）であるから別段の定め（33 条 2 項）の適用がなければ、損金算入することができないという論理である。

しかし、このような論理で貸倒損失と資産の評価損を区別することは本当に可能であろうか。金銭債権が私法上の取引によって生じる以上、貸倒損失は「外部との損益取引に基づく損失」（傍点筆者）であるといえるが、一般の資産の評価損についても、その資産の取得の際には損益取引が発生しているはずである。そのため、筆者としては、「取引」の概念のみを根拠に 2 つのカテゴリーの分類を行うことは不可能であると考える。

(2)「実現」について

金子宏は「実現した損失」を(1)のカテゴリー、「未実現の損失」を(2)のカテゴリーに分類している。ここで用いられている「実現」がすでに本稿第 1 章—第 1 節—3 において述べた「損失の確定」と同義であるならば、(1)、(2)のカテゴリーの違いは経済的価値喪失が確定しているか否かという点にあるといえる。つまり、(1)のカテゴリーは滅失損、(2)のカテゴリーは評価損ということになるから、(2)のカテゴリーにのみ 33 条の適用があるというのは当然のことである。

さて、ここで問題となるのは、金子宏は、通説上未実現の損失であると考えられている部分貸倒れを(1)のカテゴリーに分類しているということである。そして、部分貸倒れが「実現した損失」である根拠についてはとくに明確に言及されていない。そのため、当該論文から、金子宏がこのような分類をした意図を読み取るのは困難であるが、次節において分析する太田論文の中で、「部分貸倒れも全部貸倒れも本質的には異なるところはなく、どちらも滅失損として当然に損金算入し得る」という見解（本稿第 4 章—第 2 節—4）が示されており、筆者は両論文の「実現」に対する考え方は一致しているのではないかと考えている。

以上の分析から 2 つのカテゴリー論は、実現した損失である滅失損には 33 条の適用はなく、未実現の損失である評価損には 33 条の適用があるという至極当然の理論を説いているだけのように思われる。また、筆者は「取引」の概念から 2 つのカテゴリーを理解することを試みたが、上述のとおり「取引」による分類は曖昧で確たる基準にはなり得ないといえる

⁸⁴ 中里実「法人税における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣,2007）455 頁。

だろう。

第2節 太田論文の分析

1. 論文の全体像

本節では、太田洋が部分貸倒れについて検討している2つの論文^{85・86}（以下、2つの論文をまとめて「太田論文」とする。）について分析する。太田論文は部分貸倒れについての数多くの論文に引用されており、前節で分析した金子論文においても部分貸倒れを肯定する論文の1つとして紹介されている⁸⁷。太田洋は法人税法上、部分貸倒れが認められるべき旨を概ね以下のような流れで論述している。

まず、貸倒損失は法人税法上、22条3項3号に規定する損失として捉えられ、原則としてその損失の計上時期は公正処理基準に基づいて決定されるとしている⁸⁸。太田洋は貸倒損失の損金算入時期を商法および企業会計原則の観点から一般的に定義⁸⁹した上で、貸倒損失を認識するための要件として金銭債権の全額回収不能を求めることは、22条3項3号の解釈上、妥当ではないとしている⁹⁰。

このような前提の下で部分貸倒消極説が妥当性を保つためには、別段の定めにより部分貸倒れが否定されると考える他なく、部分貸倒消極説の当否は33条2項が部分貸倒れを否定する趣旨を含むか否かにかかっているといえる。つまり、太田洋は貸倒損失について、33

⁸⁵ 太田・前掲注(49)35頁以下。

⁸⁶ 太田洋「金銭債権の回収不能に基づく貸倒損失—劣後債権についての貸倒損失認識時期の問題を手掛かりとして—」碓井光明ほか編『金子宏先生古稀祝賀論文集・公法学の法と政策〔上巻〕』（有斐閣、2000）315頁以下。

⁸⁷ 金子・前掲注(53)117頁は、太田論文について、「時価会計の拡大を根拠として部分貸倒れが認められるべきことを主張している。」と説明している。

⁸⁸ 太田・前掲注(49)38—39頁参照。

⁸⁹ 太田・前掲注(86)326頁は、「①債務者が相当期間債務超過の状況にあって且つそのままの状態では事業の好転も見込めない場合において、②当該株式会社（債権者）が、対象事業年度末の時点で合理的に入手可能な全ての情報を基礎として、③当該債務者の資産状況、支払能力等を基礎として、取立ての為の費用の多寡や手続の難易なども考慮に入れて当該債務者に対する金銭債権の取立てが不能であると判断した上で、④そのように取立不能と合理的に判断された当該債権の金額を貸借対照表上の債権残高から直接減額する方法によって償却を行った場合には、⑤当該処理が企業会計の専門家の通説を含む企業関係者の社会通念に照らしても是認されることを条件として、当該債権は『公正ナル会計慣行』の下においては当然に『貸倒れ』の状態にある」としており、これを「貸倒損失の認識時期に関する一般テーゼ」と呼んでいる。

⁹⁰ 太田・前掲注(49)38—39頁参照。

条の適用を考えた上で、それが部分貸倒れを否定する趣旨を含むのかを検討しており、その点において、貸倒損失が 33 条の埒外にあるとする金子説とは異なるといえる。太田洋は次の第 4 章—第 2 節—2 以下でみるように、33 条 2 項により部分貸倒れが否定されるという見解が、一般的に評価損計上禁止説および総財産担保説を根拠としていることに着目し、これらの根拠が法人税法の解釈論上説得力に欠けることを指摘することで、部分貸倒れが認められるべき旨を主張している。

また、上記のような部分貸倒積極説を展開する太田論文の論理のベースには、時価主義の考え方があるといえ、伝統的な実現主義・取得原価主義に基づく 33 条の規定に対して批判的な立場を取っている。以下では、太田論文が展開する主張を各要素に分けて分析し、太田論文の妥当性を検討していく。

2. 歴史的観点による総財産担保説への反論

太田洋は、歴史的観点から総財産担保説の妥当性に疑問を呈している。総財産担保説によれば、貸倒れは本来、債務者の不存在によってのみ生じる。そのため、債務者が債務の一部を弁済可能な場合や、担保付債権につき担保物の処分が未了である場合には、貸倒れは基本的には生じないと考えられる。しかし、太田洋は国税当局がこのような総財産担保説の考え方を常に採っていたわけではないことを次のとおり指摘している⁹¹。

例えば、昭和 39 年度改正により新設された法人税に関する基本通達 78 の 7⁹²は、担保物処分前であっても、債権金額のうち当該担保物の価額を控除した金額について貸倒れを認めており、この取扱いは昭和 55 年度改正まで明示的に容認されてきた。その後、昭和 55 年度改正の際には、国税当局は打って変わって部分貸倒れに消極的な姿勢⁹³を明らかにしたが、昭和 55 年度改正以降も平成 10 年度改正まで存続した債権償却特別勘定制度が部分貸倒れおよび担保物処分前の貸倒れを実質的に容認しているという矛盾があった。

平成 10 年度改正において租税法律主義との関係で問題があった債権償却特別勘定制度は、個別評価引当金へと姿を変えて法律に規定されるに至ったのであるが、この改正について太田洋は、「従来租税法律主義との関係では貸倒『引当金』ではなく法 22 条 3 項 3 号所

⁹¹ 太田・前掲注(49)35—38 頁、太田・前掲注(85)320—323 頁参照。

⁹² 昭和 39 年直審（法）89。

⁹³ 渡部祐資監修『コンメンタール法人税基本通達』（税務研究会,1982）481 頁は、「法律上債権が存在するにもかかわらず、事実上回収不能であることを理由として帳簿上これを償却（貸倒れ処理）することができるのは、債権の全額が回収不能である場合に限られる。」としており、担保物については、「貸金等について担保物があるときは、その担保物の処分後の状況によつて回収不能なものがあるかどうかを判断すべきであるので、その担保物を処分し、その処分によつて受入れた金額を控除した残額についてこの取扱いを適用することになる。」としている。

定の『損失』についての損金算入の範囲内のものであってかつ法 33 条 2 項にも抵触しないものとして正当化されてきた、部分貸倒れに関する債権償却特別勘定を、法 22 条 3 項 3 号や法 33 条 2 項の文言を殆どいじらぬまま、突如として『33 条 2 項は実は部分貸倒れを本来一切禁止していたから』と『後知恵的に』称して貸倒引当金制度に看板を架け替えるというのは、法解釈論として余りに場当たりの過ぎよう。⁹⁴と批判している。

このように国税当局も一貫して総財産担保説の立場から部分貸倒れを否定してきたとはいいい難く、むしろ部分貸倒れを認める態度を取っていた時期もあることから、太田洋は必ずしも 33 条 2 項が部分貸倒れを否定する趣旨を含むとはいえないと主張するのである。

筆者はこのような批判は正当であると解する。しかし、債権償却特別勘定のような法的根拠が曖昧な制度が通達として認められていた過去があったとしても、それが現行の 33 条 2 項の解釈にどれほどの影響を与えるかについては疑問が残るところである。

確かに 33 条 2 項が部分貸倒れを否定しているという解釈に立てば、部分貸倒れを実質的に認めていた債権償却特別勘定等の通達は緩和通達に当たるものであり、租税法律主義上問題があったといえる。しかし、現在においては債権償却特別勘定等の通達は消滅しており、個別評価引当金として法制化されることで法的問題は解決されている。この改正については「後知恵的な法解釈論」とみることも、「貸倒損失の性格の純化」⁹⁵とみることもできようが、少なくとも太田洋による上記のような批判は、33 条 2 項について積極的な解釈論を提示するものではないことに注意が必要である。

3. 内的原因による評価損と外的原因による評価損

太田洋は、田中勝次郎の見解を引用し、資産の評価損が内的原因によるものと外的原因によるものとに区別できるとしている。田中勝次郎は現行の法人税法 33 条の淵源となる規定である昭和 25 年改正後の法人税施行規則 17 条の 2 について、「凡そ資産は、内的原因と外的原因の 2 つの原因によつてそれぞれその価値を変動するものであるが、その原因が何れにあるにせよ、その価値が低落する場合には、法人所得の計算上納税者がこれが帳簿価額を減額した場合には、これを認めなければならないことは、不動の原則である。債権も亦資産であるから、その価値を減少することがあるが、金銭債権に限り外的原因によつて価値（即ち時価）を低落することはあり得ない。故に外的原因による価値の低落に関する規定の適用はない。（……）然るに施行規則第 17 条の 2 の規定は、外的原因による価値の低落に関する規定であることは、内的原因による価値低落の代表的の場合である固定資産の取扱方については、別に減価償却等の規定があつて、両者相俟つて資産価額の低落に対処する場合の規定を設けている点から考察しても明瞭である。故に施行規則第 17 条の 2 は、債権の償却とは何等関係のない規定である。従つて同條に債権を除外する旨を規定したからと云つて

⁹⁴ 太田・前掲注(49)40 頁。

⁹⁵ 谷口・前掲注(11)127 頁。

債権の一部を見積り償却することを否認する旨を規定したものでないといえることができると思う。」⁹⁶と述べている。

このように田中勝次郎は、資産の評価損を内的原因によるものと外的原因によるものに区別しているが、太田洋はこの内的・外的の区別を以下のように、より具体的に捉えているように思われる。すなわち、太田洋は内的原因とは「経済的価値（その解体価値）の減少に基づく帳簿価額の切下げ」であり、外的原因とは「時価（客観的交換価値）の変動に基づく帳簿価額の切下げ」であるとしている⁹⁷。

このような内的・外的の区別を前提として太田洋が主張しているのは、（旧法人税法施行規則 17 条の 2 を淵源とする）法 33 条は、外的原因による評価損について規定しているのであり、内的原因による評価損である部分貸倒れを否定する趣旨のものではないということであろう。

しかし、筆者はこの主張について、論拠が不明確な部分があると解さざるを得ない。なぜならば、上述のような内的・外的の区別の仕方は実際のところかなり曖昧なものであると考えるからである。第一に部分貸倒れを内的原因による評価とみることができるかという問題がある。確かに、金銭債権の評価は有価証券の評価のように客観的交換価値に基づくものとはいい難く、その点で外部的ではないと考えられるが、しかし、貸倒れの原因が債務者の財政状態の悪化等にあることに着目すれば、その評価損の原因は外部（債務者）にあるといえることができる。

また、33 条が専ら外的原因による評価についてのみ規定しているという解釈についても疑問が残る。法人税法 33 条 2 項は評価損の計上ができる事実を法人税法施行令 68 条 1 項において定めている。この中で棚卸資産の陳腐化や有価証券の価額の低下はまさに客観的交換価値の低下を反映したものであると考えられる。しかし、これらと同列に規定されている災害による棚卸資産や固定資産の損傷は、客観的交換価値の変動による評価損といえるだろうか。災害による損傷は外部的な原因によるものではあるが、それが資産に与えた影響は、時価の低落というよりは、むしろ資産そのものの価値（解体価値）の低下であると考えの方が自然である。

以上より筆者は、太田洋および田中勝次郎による内的・外的の分け方には理論上不備があると考えている。したがって、法人税法 33 条は内的・外的にかかわらず、一般的に資産の評価損を禁止しており、一定の場合に限り例外的に評価損を認めていると解釈すべきであろう。

4. 「全部」貸倒れと損失の確定

部分貸倒れが法人税法 33 条のいう「評価」に当たるとする見解に対して、太田洋は、「確

⁹⁶ 田中勝次郎『改正法人税法の研究』（白亜書房,1951）239 頁。

⁹⁷ 太田・前掲注(49)40 頁参照。

かに部分貸倒れの判定には対象債権についての『評価』の要素が入り込むが、それは『全部』貸倒れの場合とて同じことである。全部貸倒れの場合が債権の全部について損失が『実現』したものととして損金算入を認められるのであれば、債権の一部について損失が『実現』したと解し得る場合に当該一部に貸倒処理を認めることも、当然許されるべきであろう。」⁹⁸と述べている⁹⁹。

太田洋がこのような主張するのは、事実上の貸倒れにおいて、部分貸倒れと全部貸倒れは本質的に異なるものではないと考えるからではないだろうか。法律上の貸倒れにおいては貸倒損失の確定は金銭債権の法的な消滅を根拠に認められる。一方で事実上の貸倒れの場合には、貸倒損失が確定しているか否かは事実認定の問題に委ねられる。すなわち、全部貸倒れであれ、部分貸倒れであれ、事実認定において回収不能の客観性・不可逆性が認定されたならば、両者とも「実現」した損失として認められて然るべきである。筆者としてもこのような主張によれば、法人税法の解釈論として部分貸倒れが認められる余地があると考えるところである。

それでは、通説において語られてきた全額回収不能要件は当該主張の前には意味をなさないのだろうか。この点については、総財産担保説が上記主張とは異なる見解を示していることが注目に値する。総財産担保説は債務者の不存在こそが事実上の貸倒れの基礎となる要件であるとしている。その上で、「債務者が法的意味における不存在に準ずるような状態」（本稿第3章—第1節—2(2)。傍点筆者）として、全額回収不能要件を導き、これによる貸倒れのみを認めている。すなわち、総財産担保説は、「全部」貸倒れであることに損失の確定を観念するのであって、そもそも部分貸倒れという事象を想定していないのである。このような考えによれば、全額回収不能要件についても、その妥当性を説明することができる。

損失の「実現」と全額回収不能要件との関係については、本稿第4章—第3節—1でも改めて検討することとする。

5. 評価損計上禁止説の4つの根拠への反論

太田洋は、評価損計上禁止説に基づいて部分貸倒れが否定される場合において、しばしばその根拠として主張されるものを以下のように細分化して、列挙している。その根拠とは、「①昭和37年改正後の商法が、資産評価について一般に原価主義による評価を原則とし、

⁹⁸ 太田・前掲注(49)40頁。

⁹⁹ 須藤・前掲注(74)158頁は、「その一部は、あくまで法律上の全体の債権の一部を指すのであるが、その一部が回収不能であるということであるなら、その一部については資産性が失われたということであるから、それは法律上では一部であってもその部分の資産としては全部の資産性の喪失であって、もはや、評価による減少の域を超えた（いわば質的転換を遂げた）ものといえるであろう。」と述べており、太田説と表現は少し異なるが、同様の趣旨であると解される。

例外的な場合にのみ評価損の計上を認める立場を採用したことで平仄を合わせる必要がある旨を強調するもの、⑥貸付金等の債権は金銭等価物であって評価換対象として不適当という旨を強調するもの、㉓金銭債権の売買『市場』なるものが存在しない状況に鑑みれば、時価（客観的交換価値）の変動は必ずしも確定的なものとは言えず、かつその価額の客観的な測定も通常容易ではない以上、時価変動による評価損益の計上は認めないのが妥当であるとするもの、及び㉔損失の見積もりが困難という行政技術上の要請を強調するもの」¹⁰⁰の4つである。

太田洋は、この4つの根拠に対して反論することで、評価損計上禁止説を否定する立場を取っている。㉓については、平成10年改正後の商法285条の4第3項がCP（コマーシャルペーパー）やCD（譲渡性預金）のような、市場価格のある金銭債権について時価を付すことを認めるようになったことを指摘している¹⁰¹。次に⑥については、太田洋は、「そもそも債権が金銭等価物であると解すること自体経済の実情にそぐわない」¹⁰²と指摘している。そして㉓、㉔については、金銭債権についても相当程度客観的な交換価値の把握が可能であるとしている¹⁰³。

このうち、⑥への反論については、筆者もその論理を支持するところである。この点について品川芳宣は、『金銭等価物』であることや『評価が自明』であることは、当該資産の価額が下落すること（評価損の必要）とは直接関係がなく、……金融債権の評価損を禁ずる理由としては説得力が乏しいものといえる。」¹⁰⁴と指摘しており、金銭債権が金銭等価物であるかは措くとして、金銭債権が評価の対象とならないとの見解には、否定的である。そもそも金銭債権が金銭等価物とされる所以はその名目的価値（額面金額）が保証されているからであると考えられる。しかし、実際には金銭債権は貸倒れリスクを負っており、その実質的価値は名目的価値と乖離するものである¹⁰⁵。したがって、金銭債権が金銭等価物であるから評価換えの対象とならないという⑥の考え方は、金銭債権の価値を一面的に捉えた見解であり、相当ではないといえる。

㉓㉔への反論は時価主義の考え方をベースに、金銭債権の時価評価の可能性を主張するものであるといえる。時価主義については、次の第4章—第2節—6においてより詳しく検討する。

¹⁰⁰ 太田・前掲注(49)39—40頁。

¹⁰¹ 太田・前掲注(86)329頁参照。

¹⁰² 太田・前掲注(86)329頁。

¹⁰³ 太田・前掲注(86)329頁参照。

¹⁰⁴ 品川芳宣「含み益、含み損に関する法人税の課題」税経通信 54 巻 7 号(1999)21 頁。

¹⁰⁵ 田々邊・前掲注(44)16—17 頁参照。

6. 時価主義からのアプローチ

ここまでいくつかの論点について検討してきたが、太田洋の部分貸倒積極説のベースとなっているのは、時価主義の考え方である。以下では、包括的所得概念と時価主義の関係について簡単に確認した上で、部分貸倒積極説の時価主義的アプローチについて検討する。

(1) 包括的所得概念と時価主義

わが国の法人税法は包括的所得概念を採用しており、所得の算定方法としては損益法（収益から費用等を差し引く方法）を採用している。しかし、中里実¹⁰⁶は包括的所得概念という所得の定義から考えれば、所得の算定方法は時価主義によることが整合的であるとする。その理由として中里実¹⁰⁶は、現在の所得課税における所得の定義が、サイモンズによる定義式（すなわち所得＝純資産増加額¹⁰⁷）によって表されることを示し、さらに以下のように所得の定義に対して時価主義と実現主義・取得原価主義がどのような関係にあるかについて述べている。

「〔純資産増加額は、〕毎期末の資産評価額（時価によるそれ）の変動により把握するというのが、理論的であり、また本来のものであったと考えられる。すなわち、所得の定義式自体が、本来的には時価主義を指向していたのではなかろうか。しかし、資産の時価評価は現実的には困難であるために、一種の簡便法として実現主義や取得原価主義が登場すると説明することが可能である。（もちろん、会計学に実現主義が採用されている背景には、実際には、このような実務的な考慮の他に、大恐慌の反省や種々の実際的要請から、会計学に保守主義¹⁰⁸が取り入れられたことの意味も大きいといえよう。）」¹⁰⁹

つまり、法人税法における課税所得の算定は理論的には時価主義によって行われるべきであり、実現主義・取得原価主義はあくまで実務上の要請（納税資金の問題や時価把握の困難性）を考慮した結果であるといえる。

ここで考えなければならないのは、そのような実務上の要請を考慮しつつ、時価主義をどの程度取り入れていくべきかということであるが、この点について中里実¹⁰⁶は、「客観的な時

¹⁰⁶ 中里実「みなし譲渡と時価主義」日税研論集 50 号(2002)95 頁は、「所得についても目的（すなわち、所得の定義）が手段（すなわち、所得の算定方法）に先行して存在するのであり、……決して、（手段が目的を支配するようなかたちで）算定方法が先にあって、その結果として所得が定義されるというものではない。」と指摘している。

¹⁰⁷ 個人においては消費を考慮する必要があるため、所得の定義式は、所得＝消費＋純資産増加額となる。

¹⁰⁸ 品川・前掲注(104)17 頁は、「バブル崩壊後の資産デフレ化が深刻化する中で、各制度会計における取得原価主義は、企業の保有資産の含み損を隠ぺいする機能を有するようになり、かえって保守主義の原則に反するようになった。」と指摘している。

¹⁰⁹ 中里・前掲注(106)96 頁。

価が把握できる場合には、それを用いることに特段の不都合は生じない。……課税所得算定においては、時価主義への移行が、少なくとも時価の明確に把握できる金融商品等については、必須のことであると考えるべきであろう。」¹¹⁰と述べている。

(2)部分貸倒積極説の時価主義的アプローチ

さて、時価主義の考え方について簡単に確認したが、ここで部分貸倒れの議論に戻ることとしよう。太田洋は金銭債権についても時価主義を取り入れるべきであることを主張している。すなわち、「〔時価主義の考え方からすれば、〕課税所得の算定は時価ベースでの資産の純増価額を算出することによって行われるので、少なくとも特定の貸付金の一部分が不可逆的に無価値となったと看做し得る場合には、当該無価値化した部分の金額の損金算入を直ちに認めるべきことは当然と解される。」¹¹¹としている。つまり、部分貸倒れが滅失損であるか評価損であるかということにかかわらず、金銭債権の価値（時価）の変動に応じて、それを損金として認識するという視角である。

しかし、現行法人税法が損益法により所得を計算し、実現主義・取得原価主義を基礎としている以上、(法人税法 33 条 2 項が部分貸倒れを否定する趣旨を含むか否かとは関係なく) 上記のような金銭債権の時価評価を解釈論として認めるのは不可能であろう。現在、法人税法は売買目的有価証券やデリバティブ取引等¹¹²において時価主義の考え方を採用しているが、これらはあくまでも損金の基本規定（法 22 条 3 項 3 号）の例外的位置づけである別段の定めとして規定されている。金銭債権の時価評価を実現するためには、これらと同様に新たにその旨を別段の定めとして規定する必要があるだろう。そのため、部分貸倒れについての時価主義的アプローチは立法論として理解するのが相当であるといえる。

第 3 節 私見

1. 金子論文および太田論文のまとめ

ここまで、金子論文および太田論文の分析を行ってきたが、以下では改めて両論文の要点を整理し、部分貸倒積極説の妥当性を検証したい。

(1)現行法人税法の解釈論としての妥当性

まず、本稿第 4 章—第 2 節—2、第 4 章—第 2 節—5、第 4 章—第 2 節—6 において示した太田洋の主張は、現行法人税法の解釈論としては、以下のとおり、いずれも妥当でないように思われる。

¹¹⁰ 中里・前掲注(106)101 頁。

¹¹¹ 太田・前掲注(49)39 頁。

¹¹² 時価主義の考え方を採用している現行法人税法の規定をまとめたものとして、金子・前掲注(1)369—374 頁参照。

第4章―第2節―2で述べたように、太田洋は、旧通達における債権償却特別勘定等の制度が、総財産担保説の考え方とは異なっていたことを根拠として、法人税法33条2項が必ずしも部分貸倒れを否定する趣旨を含まないことを主張している。しかし、債権償却特別勘定は単純に部分貸倒れを認めていたわけではなく、独自の要件を創設して、その枠内で部分貸倒れを認めていたものである。その上、この要件は、所轄税務署長の認定が必要であるという点で租税法律主義上の問題があった。つまり、旧通達と総財産担保説との関係については、旧通達における取扱いが不適當であったという他なく、旧通達の解釈を現行の法人税法の解釈として流用することは失当であるといえよう。したがって、当該主張により旧通達と総財産担保説との齟齬を指摘することは可能であっても、それが現行法人税法についての積極的な解釈論を提示し得るとはいい難い。

第4章―第2節―5では、太田洋が評価損計上禁止説の根拠を、主に時価主義の考え方に基づいて、批判していることについて述べた。続く第4章―第2節―6においては、太田洋が説いている部分貸倒積極説の時価主義的アプローチについて解説した。ここでの太田洋の主張は、わが国の採用する包括的所得概念と最も整合的であるのは、時価主義であるとした上で、実現主義・取得原価主義を基礎とする33条の規定を批判し、代わりに金銭債権の時価評価を認めようとするものである。筆者はこれを立法論として評価しているが、やはりこのような主張は現行法人税法の解釈論としては妥当とはいえない。

(2)内部性と外部性

異なるアプローチではあるが、金子宏および太田洋は、ともに法人税法33条が規定する評価損の解釈について、内部性・外部性の考え方を持ち出している。

本稿第4章―第1節―3では、金子宏は、貸倒損失が「外部との取引に基づき実現した損失」に当たるとしており、貸倒損失を外部取引としてカテゴライズしていることが分かる。いうまでもなく金銭債権は債権であり、他の一般の資産（物権）とは異なる対人的なものである。そのため、金子宏は、貸倒れという事象も外部の者（債務者）との取引であるという見方をしているようである。しかし、事実上の部分貸倒れという場面を考えてみると、債権者は債務者に対して、債権放棄等の私法上の取引を行うわけではないし、むしろ債務者との関係により発生している損失を内部計算に基づき計上していると考えることができる。そのため金銭債権自体が対人的・外部的なものであっても、貸倒損失を外部取引とするべきかは疑問が残るところである。

また、本稿第4章―第2節―3で述べたように、太田洋は、33条に規定する評価損を内的原因による評価損（解体価値の減少）と外的原因による評価損（客観的交換価値の減少）に区別している。そして、貸倒損失は内的原因による評価損に該当すると主張している。しかし、貸倒損失の原因は明らかに外部の者（債務者）の財政状態の悪化により引き起こされるものであることを考慮すれば、このような区分も曖昧なものであるといわざるを得ない。

以上より、筆者は内部性・外部性の考え方はその区別が非常に不明確であり、これをもっ

て部分貸倒れ論を解決することは不可能であると考えている。

(3)実現について

部分貸倒れ論の最大の課題は、部分貸倒れを「実現した損失」と考えてよいかということであり、言い換えるとそれは部分貸倒れが評価損として取り扱われるべきか、滅失損として取り扱われるべきかという問題になる。

太田洋は、部分貸倒れと全部貸倒れの認定については、本質的な違いがないとしており、どちらにせよ事実認定によって実現した損失として認められる部分については損金算入を認めるべきであるという主張を展開している（本稿第4章―第2節―4）。金子宏も、貸倒損失は（部分、全部にかかわらず）損益取引に基づき実現した損失に分類することができ、これを当然に損金算入すべき旨を主張している（本稿第4章―第1節―3）。金子論文においては貸倒損失が実現した損失である理由については詳しく述べられていないが、太田論文と同様に貸倒損失を滅失損として理解しており、かつ、部分貸倒れと全部貸倒れとの間には、なんら区別を設けてはいない。

これらの主張に対して、総財産担保説の考え方は部分貸倒れと全部貸倒れに異なる性質を見出しており、「全部」であることに実現の要素を観念しているように思われる。これは総財産担保説が金銭債権の対人的性格に着目し、貸倒れという事象が全部貸倒れか否かというオール・オア・ナッシングの思考（部分貸倒れは単なる履行遅滞にすぎない）でしか表せないものであるとするからである。

これらの見解の相違は、結局のところ貸倒れという事象について金銭債権の特殊性をどの程度考慮すべきかという問題に帰着するといってもよいだろう。

金子・太田論文による部分貸倒積極説は経済的観点から部分貸倒れを捉えており、貸倒損失を一括して滅失損としている点で、非常にシンプルである。しかし、それは金銭債権の特殊性（対人的性格）を捨象したものであるといえることができる。

反対に総財産担保説の考え方は金銭債権の特殊性を考慮したものであるといえる一方で、その論理は複雑であり貸倒れの認定基準を難解にしている原因のひとつであると考えられる。たとえば、貸倒れについて全額回収不能を前提とする以上、債権放棄による部分貸倒れ（法基通9―6―1(4)）を認めるべきではないという見解がある（筆者は本稿第3章―第2節―2においてこれを認めるべき旨を主張した。）。また、総財産担保説から導かれる全額回収不能要件には解釈の幅があるといえる。たとえば、興銀事件訴訟のようにある程度の弁済資力が残されている場合であっても債権者側の事情等の総合的な判断から、全額回収不能が認定されることがある。そのため、どこまでが「債務者の不存在に準ずる状態」であるかという点で、総財産担保説から導かれる全額回収不能要件には曖昧さが付きまとうといえる。

(4)まとめ

以上より、上記(3)で示した金子宏および太田洋の「実現」についての考え方については一定の妥当性があるものの、金銭債権の特殊性が考慮されていないという欠陥があり、上記(1)～(3)を総合すると両論文は部分貸倒れの損金算入を認めるための理論的根拠を明確に示しているとはいえない。また、金銭債権の特殊性に鑑みれば、貸倒損失を一般の損失と同様に 3 号損失の枠内で議論することには限界があると考えられる。そのため、部分貸倒れの問題に立法論的解決策を見出すとするならば、金銭債権の特殊性を考慮した、貸倒れについての独自の規定¹¹³が必要であると考えるところである。太田論文のように時価主義の考え方を採るならば、金銭債権に時価評価を適用する旨の別段の定めを創設することが考えられるが、費用・収益アプローチを基本とする現行法人税法にとっては、理論的にも技術的にもあまり好ましい解決策であるとはいえないだろう。そのため、筆者は、かねてから企業会計において当然に認められてきた貸倒引当金について、その必要性を再度主張し、これを法人税法上、復活させるべきであると考えている。

2. 貸倒引当金制度の必要性

ここまで平成 23 年度改正による貸倒引当金の原則的廃止を前提として、部分貸倒れの直接損金算入が解釈論として認められ得る方法について模索してきたが、金子・太田論文を分析した上で、やはり部分貸倒れを 3 号損失として直接損金算入することが困難であるという結論に至った。そこで、筆者は平成 23 年度改正前の仕組み、すなわち部分貸倒れについては貸倒引当金を用いて間接的に損金算入を行い、全部貸倒れについては貸倒損失として直接損金算入を行うという形に戻すことが、部分貸倒れの問題を解決する最も好ましい方法であると考えている。

ここで今一度本稿の目的に立ち返って、部分貸倒れを損金算入すべき理由について考えてみよう。金子宏は部分貸倒れが認められれば、「期間損益の計算がより適正で実体にあったものとなり、あるいはフレキシブルになる場合が少なくないのみでなく、金融機関の不良債権の処理にも役立つと思われる。」¹¹⁴と述べている。バブル崩壊後、不良債権処理が喫緊の課題であったわが国では、その解決策として、不良債権の直接償却（すなわちオフバランス化）を行う必要があったのである。しかし、貸倒引当金が原則的に廃止となり、部分貸倒れを貸倒引当金の形で損金算入できなくなった現在においては、部分貸倒積極説の主目的

¹¹³ 中里実「資産の評価損と貸倒損失の関係」税研 158 号(2011)27 頁は、「実務上、一般の資産について資産の評価損が議論されるのに対して、金銭債権については租税法上の考え方が根本的に異なり、資産の評価損の問題ではなく、貸倒損失・貸倒引当金の問題が議論されることになっている。」と述べており、金銭債権の評価を他の一般の資産の評価とは異なる視点で捉えていることが分かる。

¹¹⁴ 金子・前掲注(53)115 頁。

は期間損益計算の適正化にあると考える。

太田洋は、「会計上の損失計上に比して租税法上の損失認識が遅れるということは、貨幣の時間的価値基準 (time value of money rule) に従って考えるならば、(課税繰延措置に「非」課税の側面があることと正に逆の意味で) 実質的な課税の加重が行われるということと同義である。そうであるとすれば、かかる課税の加重を正当化するだけの十分に合理的な理由がない限り、我が国法人税法の基本原則である企業会計準拠原則の趣旨から、このような租税法上の損失認識の遷延は許されないと解すべきであろう。」¹¹⁵と述べており、部分貸倒れの否定が実質的な税負担の増加をもたらしていることを批判している。この損金算入時期の遅延という問題を解決するためには、必ずしも部分貸倒れの直接損金算入が認められる必要はなく、貸倒引当金による間接償却の方法で足りる。そのため筆者は貸倒引当金制度の復活を主張するのである。

そもそも企業会計において貸倒引当金は適切な期間損益計算の実現のため、当然に認められている (企業会計原則・注解 18) ものであり、会社法においても資産状況の適正表示のため、取立不能見込額 (会社計算 5 条 4 項) として、貸倒引当金を計上する旨が規定されている (会社計算 78 条)。法人税法は債務確定主義により、法定外の引当金を認めていないが、企業会計準拠主義を採っている以上、企業会計と法人税法の乖離は望ましくなく、特段の不都合がない限り会計上の引当金を排除すべきではないと考えられる。そのため、法人税率の引下げに伴う課税ベースの拡大という政策的要請をもって、貸倒引当金を原則的に廃止とした平成 23 年度改正は理論的根拠に乏しいものであったといえる。

また、前述したように法人税法の通説的な解釈論においては、総財産担保説の考え方から部分貸倒れを評価損として捉えるべきとする見解が支持されている。部分貸倒れを貸倒引当金として評価損の枠内で処理することができれば、このような通説の見解と衝突することなく、損金算入することが可能である。

¹¹⁵ 太田・前掲注(49)41 頁。

おわりに

本稿においては法人税法上、部分貸倒れの損金算入が認められるべきであるかについて、伝統的に行われてきた議論を整理し、部分貸倒れに関する現行の会計基準および法令の問題点を解決するための手段を模索した。本稿を締め括るにあたって、その要点を以下のよう

にまとめておくこととする。

第1章においては、企業会計および法人税法における貸倒損失の取扱いについて確認した。企業会計において費用概念と損失概念の限界は非常に曖昧であり、貸倒損失は収益との関連性という観点においても、発生の経常性・偶発性という観点においても、一概に費用・損失のどちらかに該当するとはいえないものである。一方、法人税法上の費用・損失概念に照らせば、貸倒損失は3号損失として捉えるべきである。なぜなら、貸倒損失は債務の確定を観念できないものだからである。貸倒損失が損金算入されるためには、債務の確定ではなく、損失の確定（すなわち、経済的価値喪失の確定）が必要である。損失の確定のタイミングは、専ら事実認定の問題であり、課税実務上、主に通達の認定基準が用いられてきたといえる。

第2章においては、企業会計および法人税法における貸倒引当金の取扱いについて確認した。貸倒引当金は企業会計および会社法上、費用収益対応の原則に基づいて、当然に認められるものである。法人税法においては52条において規定されており、費用については債務確定主義の例外、損失については実現主義の例外に当たるといえる。貸倒損失と貸倒引当金は貸倒れリスクの具体化に応じて段階的な損金算入を可能にするための手段として機能してきたものである。

第3章―第1節においては、部分貸倒れ論の核となる論点を確認した。これまで通説的解釈とされてきた部分貸倒消極説は、主に「部分貸倒れは実質的に33条が禁止している資産の評価損に当たる」という考え方に基づく評価損計上禁止説と「金銭債権は債務者の総財産を担保としている」という考え方に基づく総財産担保説を根拠とするものである。部分貸倒れの損金算入を認めるためにはこれらを克服する必要がある。

第3章―第2節においては、部分貸倒れの諸問題について検討した。とくに重要な論点である債権放棄による部分貸倒れについては、金銭債権の法的消滅による損失の確定、および実質的な回収可能性の考慮による債権放棄の任意性の排除という2点を理由として、その損金算入を認めるべきであるとの結論に至った。

第3章―第3節においては、近年の改正による影響を指摘した。平成21年度改正については、部分貸倒れの解禁を謳ったものではないという解釈が妥当であろうが、金銭債権除外規定の削除が部分貸倒れ論に少なからず影響を与えたといえる。また、平成23年度改正は、貸倒引当金の原則的廃止により、前述した貸倒損失と貸倒引当金との関係性の崩壊を招いた。

第3章―第4節においては、興銀事件判決を部分貸倒れに関連する論点に絞って考察し

た。興銀事件は債権者側の事情を考慮したという点で貸倒損失の認定基準に大きな影響を与えたといえる。また、興銀事件における債権放棄が与えた影響については様々な見解があるが、私見としては、債権放棄の有無にかかわらず、事実上の貸倒れが認められた事例として理解すべきであると考えているところである。

第4章―第1節においては、金子論文の分析を行った。金子宏は、2つのカテゴリー論において、貸倒損失を「損益取引に基づき実現した損失」に分類した。筆者は、この「損益取引に基づき実現した損失」という概念について、「取引」と「実現」という言葉に焦点を当てて、それぞれがどのような意味で用いられているのかについて、分析を試みた。「取引」について金子宏は、貸倒損失を「外部取引」であると捉えており、そこに滅失損としての性格を見出しているように思われる。しかし、筆者は貸倒損失という事象について内部取引・外部取引という区別を行うことは困難であるとの結論に至った。また、「実現」について金子宏は、貸倒損失を「実現した損失」であるとしているが、この点についてはとくに説得的な根拠が提示されていないと思われる。筆者は、金子宏が想定する「実現」は、太田洋による考え方と同様で、貸倒損失は事実認定により部分貸倒れ、全部貸倒れにかかわらず、「実現した損失」になり得るという見解を採っていると考えている。

第4章―第2節においては、太田論文の分析を行った。太田論文は金子論文と同様、部分貸倒れが3号損失として当然に損金算入されるべき旨を述べている。そして様々な論点から33条が部分貸倒れを否定する趣旨を含まないことを示している。太田洋はとくに部分貸倒れのみが評価損とされていることについて疑問を呈しており、部分貸倒れと全部貸倒れとの間に本質的な違いがないことを指摘した上で、両者ともに滅失損としても解し得ることを主張する。このような解釈について筆者は、総財産担保説との関係が問題になるものの、一定の妥当性のある解釈であると評価した。また、太田洋は、法人税法の所得概念と時価主義とが整合的であることや、近年、国際会計基準およびわが国の会計基準において部分的に時価主義が採用されていることを根拠として、金銭債権の時価評価を認めるべき旨を主張している。筆者は、このような見解については、立法論として評価している。

第4章―第3節においては、(1)現行法人税法の解釈としての妥当性、(2)内部性と外部性、(3)実現について、という観点から金子、太田論文の主張をまとめたが、両論文は各観点において理論的根拠に欠ける部分があり、筆者は両論文の主張をもって、部分貸倒積極説を認めることはできないと判断した。ただし、(3)の観点においては、部分貸倒消極説が根拠とする総財産担保説の考え方によっても、法律上の部分貸倒れとの関係や全額回収不能要件の解釈の幅について、疑問を残すところである。そのため、この点については今後の課題としたい。

以上の検討を踏まえて、現状の部分貸倒れ問題の立法的解決策としては、筆者は貸倒引当金の復活をその手段として提案した。貸倒引当金は企業会計上、当然に認められる引当金であり、法人税法上も課税所得の合理的な計算に必要な会計技術として、歴史的に認められてきたものである。貸倒引当金の原則的廃止の是非については、それが企業会計と税法の双方

に与えた影響を巡って再び俎上に載せるべき論題であると考えているところである。

引用・参考文献一覧

(著書)

- 新井清光『財務会計論〔第4版〕』(中央経済社,1998)
- 大島隆夫＝市丸吉左エ門＝武田昌輔『戦後法人税制史』(税務研究会,1996)
- 大淵博義『法人税法解釈の検証と実践的展開』(税務経理協会,2009)
- 岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』(成文堂,2007)
- 金子宏『租税法〔第24版〕』(弘文堂,2022)
- 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅱ－収益・費用と益金・損金〔第2版〕』(中央経済社,2018)
- 桜井久勝『財務会計講義〔第23版〕』(中央経済社,2022)
- 須藤正彦『精説不良債権処理』(経済法令研究会,2004)
- 武田昌輔『会社税務精説』(森山書店,1962)
- 武田昌輔編著『DHC コンメンタール法人税法』(第一法規,加除式)
- 武田隆二『法人税法精説〔第13版〕』(森山書店,2001)
- 田中勝次郎『改正法人税法の研究』(白亜書房,1951)
- 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』(弘文堂,2021)
- 注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6訂版〕』(大蔵財務協会,2019)
- 福田幸弘監修『シャウプの税制勧告』(霞出版社,1985)
- 弥永真生『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〔第4版〕』(商事法務,2022)
- 渡部祐資監修『コンメンタール法人税基本通達』(税務研究会,1982)

(論文等)

- 一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」総合税制研究 12 号(2004)115 頁
- 太田洋「金銭債権の回収不能に基づく貸倒損失－劣後債権についての貸倒損失認識時期の問題を手掛かりとして－」碓井光明ほか編『金子宏先生古稀祝賀論文集・公法学の法と政策〔上巻〕』(有斐閣,2000)315 頁
- 太田洋「「部分貸倒れ」の租税法上の取扱い－「失われた 10 年」と税制上の桎梏」税経通信 56 巻 3 号(2008)35 頁
- 金子宏『所得税・法人税の理論と課題』(日本租税研究協会,2010)123 頁[初出・2008]
- 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』(有斐閣,2010)94 頁[初出・2002]
- 佐々木浩「貸倒引当金と貸倒損失の関係－平成 23 年度税制改正の影響」税研 158 号(2011)34 頁
- 武田昌輔「税法における債権の償却－回収不能額の決定について－」会計 65 巻 5 号(1954)740 頁
- 田々邊献「貸倒損失と部分貸倒れ」『租税資料館賞受賞論文集第 24 回中巻』(2015)3 頁

谷口勢津夫「貸倒損失」日税研論集 47 号(2001)99 頁
玉國文敏「貸倒損失と通達—その沿革的検討」税研 158 号(2011)20 頁
中里実「資産の評価損と貸倒損失の関係」税研 158 号(2011)27 頁
中里実「法人税における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣,2007)454 頁
中里実「みなし譲渡と時価主義」日税研論集 50 号(2002)89 頁
中村平男「貸倒損失の判定等の取扱の改正について」税務弘報 12 巻 9 号(1964)1275 頁
品川芳宣「含み益、含み損に関する法人税の課題」税経通信 54 巻 7 号(1999)17 頁
矢田公一「金銭債権の貸倒損失の認定基準について—住専処理問題を題材として—」税大
論叢 58 号(2008)
山本守之ほか「貸倒損失の税務判断をめぐって」税経通信 64 巻 10 号(2009)76 頁
吉元利行「全社的債権管理の進め方」税務弘報 60 巻 5 号(2012)125 頁

(裁判例)

広島高判昭和 57 年 2 月 24 日税資 122 号 355 頁
東京地判平成 13 年 3 月 2 日訟月 48 巻 3 号 757 頁
東京高判平成 14 年 3 月 14 日訟月 49 巻 5 号 1571 頁
最判平成 16 年 12 月 24 日民集 58 巻 9 号 2637 頁
最判平成 18 年 1 月 24 日訟月 53 巻 10 号 2946 頁
東京地判平成 29 年 1 月 19 日判タ 1465 号 151 頁
最判令和 2 年 3 月 24 日判タ 1478 号 21 頁
最判令和 4 年 4 月 19 日民集 76 巻 4 号 411 頁

(判例研究)

阪本勝「判解」最判解民事篇平成 16 年度(下)(2007)833 頁
佐藤英明「判批」ジュリスト 1310 号(2006)180 頁
谷口勢津夫「判批」民商 133 巻 3 号(2005)504 頁
吉村政穂「判批」別冊ジュリスト 253 号(2021)114 頁

(ウェブページ)

国税庁「担保物がある場合の貸倒れ」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/16/04.htm>
国税庁「平成 21 年 12 月 28 日付課法 2—5 ほか 1 課共同『法人税基本通達等の一部改正について』(法令解釈通達)の趣旨説明」
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/091228/01_04.htm#d01
税制調査会「平成 8 年 11 月 法人課税小委員会報告」(1996)
<https://www.soken.or.jp/sozei/wp->

content/uploads/2019/09/h0811_houjinkazeisyouiinkai.pdf